

法科大学院評価基準要綱新旧対照表

(下線の部分は改定部分)

新	旧	改定理由
<p>I 総則</p> <p>1 評価の目的</p> <p>1-1</p> <p>独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、機構が定める法科大学院評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき、次のことを実施する。</p> <p>(1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。</p> <p>(2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。</p> <p>(3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。</p>	<p>I 総則</p> <p>1 評価の目的</p> <p>1-1</p> <p>独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下、「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下、「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、機構が定める法科大学院評価基準（以下、「評価基準」という。）に基づき、次のことを実施する。</p> <p>(1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。</p> <p>(2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。</p> <p>(3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。</p>	<p>字句を修正した。</p>
<p>2 評価基準の性質及び機能</p> <p>2-2</p> <p>評価基準は、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」第2条に規定する「法曹養成の基本理念」及び専門職大学院設置基準に規定される法科大学院の設置基準等を踏まえて、同法第5条に基づき、機構が、法科大学院の教育活動等に関し、評価基準に適合している旨の認定（以下「適格認定」という。）をする際に法科大学院として満たすことが必要と考える要件及び当該法科大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的</p>	<p>2 評価基準の性質及び機能</p> <p>2-2</p> <p>評価基準は、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」第2条に規定する「法曹養成の基本理念」及び専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）に規定される法科大学院の設置基準等を踏まえて、同法第5条に基づき、機構が、法科大学院の教育活動等に関し、評価基準に適合している旨の認定（以下、「適格認定」という。）をする際に法科大学院として満たすことが必要と考える要件及び当該法科大学院の目</p>	<p>「法科大学院評価基準要綱」上、統一的に文部科学省令の番号を削除するとともに、字句を修正した。</p>

新	旧	改定理由
に分析するための内容を定めたものである。	的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたものである。	
<u>2-4</u> <u>2-3 (1) の基準のうち、法科大学院教育の質を保證する観点から特に重視される基準を重点基準とする。</u>	(新設)	平成21年4月17日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)」(以下「特別委員会報告」という。)において、重点評価項目を設定することが提言されていることから「重点基準」を設けた。
<u>2-5</u> 解釈指針は、各基準に係る説明及び例示を規定したものである。 <u>ただし、「・・・が望ましい。」と規定されたものについては、各法科大学院において、当該解釈指針に定められた内容が実施されている場合、優れた特徴として取り扱うものとする。</u>	<u>2-4</u> 解釈指針は、各基準に関する細則、並びに各基準に係る説明及び例示を規定したものである。	解釈指針をすべて各基準に係る説明及び例示とするため、旧2-4の表現を修正し、旧2-5を削除した。
(削除)	<u>2-5</u> <u>2-4における「各基準に関する細則」としての解釈指針は、その内容により、次の3つに分類される。</u> <u>(1) 各法科大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。</u> 例「・・・であること。」「・・・されていること。」等 <u>(2) 各法科大学院において、少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの。</u> 例「・・・に努めていること。」等 <u>(3) 各法科大学院において、定められた内容が実施されていれば、評価において「優れている」と判断されるもの。</u> 例「・・・が望ましい。」等	
3 適格認定 3-1	3 適格認定の要件等 3-1	適格認定の方法について、「学校教育法第百十条第二

新	旧	改定理由
<p>機構は、各基準の判断結果を総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していると認める場合、法科大学院に適格認定を与える（以下、機構から適格認定を受けた法科大学院を「機構認定法科大学院」という。）。</p> <p>法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの判断は、各基準のうち、特に重点基準の判断結果を踏まえて行うものとする。</p>	<p>各法科大学院は、評価の結果、評価基準に適合していると認められた場合に、適格認定が与えられる。（以下、機構から適格認定を受けた法科大学院を「機構認定法科大学院」という。）</p>	<p>項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」が改正され、認証評価機関が「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」第2条に規定する法曹養成の基本理念を踏まえて特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するものであることとされたため、旧3-1を修正し、旧3-2を削除した。</p>
<p>(削除)</p>	<p><u>3-2</u></p> <p><u>評価基準に適合していると認められるためには、すべての基準が満たされていなければならない。</u></p>	
<p>(削除)</p>	<p><u>3-3</u></p> <p><u>各基準を満たすためには、2-5(1)及び(2)に分類される解釈指針が満たされていなければならない。</u></p>	<p>旧2-5の削除に伴い削除した。</p>
<p><u>3-2</u></p> <p>機構認定法科大学院は、評価基準で定める要件を継続的に充足するだけでなく、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、教育活動等の水準を高めることに努めなければならない。</p>	<p><u>3-4</u></p> <p>(同左)</p>	<p>番号を修正した。</p>

新	旧	改定理由
Ⅱ 基準及び解釈指針	Ⅱ 評価の基準	Ⅱの内容から、「基準及び解釈指針」に修正した。
第1章 教育の理念及び目標	第1章 教育目的	第1章の基準及び解釈指針の内容に合わせて修正した。
1-1 教育の理念及び目標	1-1 教育目的	第1章の基準及び解釈指針の内容に合わせて修正した。
<p>基準1-1-1</p> <p>教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。</p>	<p>基準1-1-1</p> <p>各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。</p>	<p>旧基準1-1-1の内容は、第2章以下の基準によって対応できるため、旧基準1-1-2の前段を新たに基準1-1-1として内容を改めた。</p> <p>また、法科大学院制度自体の目的と区別するため「目的」を「目標」とした。</p>
<p>解釈指針1-1-1-1</p> <p>教育の理念及び目標が「適切に設定」されていることとは、各法科大学院の教育の理念及び目標が、多様かつ広範な国民の要請にこたえることのできる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた法曹を養成するという法科大学院制度の目的に適合していることをいう。</p>	(新設)	基準1-1-1の改定と併せて新たに解釈指針を設けた。
<p>解釈指針1-1-1-2</p> <p>教育の理念及び目標が「明確に示されている」こととは、各法科大学院の教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、広く社会に公表されていることをいう。</p>	(新設)	基準1-1-1の改定と併せて新たに解釈指針を設けた。
<p>基準1-1-2</p> <p>教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成</p>	<p>基準1-1-2</p> <p>各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その</p>	旧基準1-1-2の後段について、文言を修正し、新

新	旧	改定理由
<p><u>されていること。</u></p>	<p><u>内容が基準1-1-1に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。</u></p>	<p>たに基準1-1-2とした。</p>
<p>解釈指針1-1-2-1 各法科大学院の<u>教育の理念及び目標の達成状況</u>は、学生の学業成績及び在籍状況（<u>原級留置者及び退学者等の状況を含む。以下同じ。</u>）、並びに修了者の進路及び活動状況（<u>司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況、並びに企業及び官公庁その他専門的な法律知識等を必要とする職域への進路及び活動状況をいう。以下同じ。</u>）、その他必要な事項を総合勘案して判断するものとする。</p>	<p>解釈指針1-1-2-1 各法科大学院の<u>教育目的の達成度</u>は、学生の学業成績及び在籍状況、並びに修了者の進路及び活動状況、その他必要な事項を総合勘案して判断するものとする。</p>	<p>基準1-1-2に合わせて修正し、また、「在籍状況」及び「修了者の進路及び活動状況」の定義を行った。</p>
<p>2-1 教育内容 基準2-1-1：重点基準 教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。</p>	<p>2-1 教育内容 基準2-1-1 （同左）</p>	<p>重点基準とした。</p>
<p>解釈指針2-1-1-1 法科大学院の教育課程は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい<u>水準・内容・方法</u>で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されていることが<u>必要である</u>。</p>	<p>解釈指針2-1-1-1 法科大学院の教育課程は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として、<u>学部での法学教育との関係を明確にした上で、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法</u>で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されていること。</p>	<p>教育課程について、法科大学院にふさわしいレベルを設定する必要があることから、旧解釈指針2-1-1-1の趣旨を含めて「水準」の文言を追加した。</p>
<p>解釈指針2-1-1-2 <u>学生による段階的履修に資するよう、カリキュラムが適切に編成されているほか、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じた学修指導が行われていることが必要である。</u></p>	<p>（新設）</p>	<p>特別委員会報告において、より一層社会人、他学部出身者を法科大学院に受け入れるために、法学未修者コースにおけるカリキュラムや授業内容・方法の改善にさらに努めるべきことが提言されていることを踏まえ</p>

新	旧	改定理由
<p><u>基準 2-1-2 : 重点基準</u> 次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。</p> <p>(1) 法律基本科目 (憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)</p> <p>(2) 法律実務基礎科目 (法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)</p> <p>(3) 基礎法学・隣接科目 (基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)</p> <p>(4) 展開・先端科目 (応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)</p>	<p>基準 2-1-2 次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。</p> <p>(1) 法律基本科目 (憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)</p> <p>(2) 法律実務基礎科目 (法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)</p> <p>(3) 基礎法学・隣接科目 (基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)</p> <p>(4) 展開・先端科目 (応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)</p>	<p>て追加した。</p> <p>重点基準とするとともに、 字句を修正した。</p>
<p>解釈指針 2-1-2-1 法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる<u>基本分野</u>を対象とする授業科目である。</p>	<p>解釈指針 2-1-2-1 法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる<u>基本的な教育内容</u>であること。</p>	<p>字句を修正した。</p>
<p>解釈指針 2-1-2-2 法律実務基礎科目は、実務の経験を有する教員が関与するなどして、法律基本科目などとの連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行う<u>授業科目</u>である。</p>	<p>解釈指針 2-1-2-2 法律実務基礎科目は、実務の経験を有する教員が関与するなどして、法律基本科目などとの連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行う<u>にふさわしい教育内容</u>であること。</p>	<p>字句を修正した。</p>
<p>解釈指針 2-1-2-3 基礎法学・隣接科目は、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を広げることに寄与する専門的な教育内容を備えた授業科目である。</p>	<p>解釈指針 2-1-2-3 基礎法学・隣接科目は、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を広げることに寄与する科目であって、専門職大学院にふさわしい専門的な教育内容であること。</p>	<p>自明のこととして「専門職大学院にふさわしい」の文言を削除した。</p>
<p>解釈指針 2-1-2-4 展開・先端科目は、社会の多様な法的ニーズに応え、<u>応用的・先端的な法領域</u>について基礎的な理解を得させるために、<u>実務と</u></p>	<p>解釈指針 2-1-2-4 展開・先端科目は、社会の多様な<u>新しい</u>法的ニーズに応え、<u>応用的先端的な法領域</u>について基礎的な理解を得させるために、幅</p>	<p>「新しい」法的ニーズに限定する必要はないため削除した。</p>

新	旧	改定理由
<p>の融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う<u>授業科目</u>である。</p>	<p>広くかつ高度の専門的教育を行う<u>こと</u>によって、<u>実務との融合をも図る教育内容</u>である<u>こと</u>。</p>	
<p><u>基準2-1-3：重点基準</u> 各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されている<u>こと</u>。</p>	<p><u>解釈指針2-1-2-5</u> 内容的に法律基本科目に当たる授業科目が、<u>法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目、その他の授業科目として開設されていないこと</u>。</p>	<p>授業科目全般について適切な科目区分を求めるものとして基準化の上、重点基準とした。</p>
<p><u>解釈指針2-1-3-1</u> 例えば、法律基本科目に当たる授業科目が、<u>展開・先端科目など他の科目区分の授業科目として開設されているときは、適切な科目区分にしたがって開設されているとはいえない</u>。</p>	<p>(新設)</p>	<p>適切ではない科目区分の例を解釈指針として示した。</p>
<p><u>基準2-1-4：重点基準</u> 基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、<u>各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること</u>。</p>	<p><u>基準2-1-3</u> 基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、<u>学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること</u>。また、法科大学院の<u>目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること</u>。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重点基準とした。 ・偏りのない履修への配慮は、各科目の修了要件を充足することによって担保されることから削除した。 また、基準1-1-1に合わせて「教育の理念及び目標」に修正するとともに、字句を修正した。
<p><u>基準2-1-5：重点基準</u> 基準2-1-2(1)に定める法律基本科目については、<u>次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者1年次に配当される法律基本科目については、別に6単位を限度として必修とすることができる</u>。</p> <p>(1) 公法系科目(憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。) 10単位</p> <p>(2) 民事系科目(民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。) 32単位</p> <p>(3) 刑事系科目(刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をい</p>	<p><u>解釈指針2-1-3-1</u> 基準2-1-2(1)に定める法律基本科目については、次に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とする。標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。</p> <p>(1) 公法系科目(憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。) 10単位</p> <p>(2) 民事系科目(民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。) 32単位</p> <p>(3) 刑事系科目(刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基準化の上、重点基準とした。 ・特別委員会報告において、法学未修者1年次の法律基本科目の単位数を6単位増加できるようにすることが提言されていることから、ただし書を追加した。 ・字句を修正した。

新	旧	改定理由
う。) 1 2 単位	う。) 1 2 単位	
<p><u>基準 2-1-6：重点基準</u></p> <p>(1) <u>基準 2-1-2 (2) に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。</u></p> <p>ア <u>法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目 (2 単位)</u></p> <p>イ <u>要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2 単位)</u></p> <p>ウ <u>事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2 単位)</u></p> <p>(2) <u>(1) に掲げる必修科目 6 単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4 単位相当が必修又は選択必修とされていること。</u></p> <p>ア <u>模擬裁判</u> <u>(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的スキルを身に付けさせる教育内容)</u></p> <p>イ <u>ローヤリング</u> <u>(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR (裁判外紛争処理) の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的スキルを修得させる教育内容)</u></p> <p>ウ <u>クリニック</u> <u>(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)</u></p> <p>エ <u>エクスターンシップ</u> <u>(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研</u></p>	<p><u>解釈指針 2-1-3-2</u></p> <p>(1) <u>法律実務基礎科目は、次に掲げる内容に相当する授業科目 6 単位が必修とされていること。</u></p> <p>ア <u>法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容 (2 単位)</u></p> <p>イ <u>要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎 (2 単位)</u></p> <p>ウ <u>事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎 (2 単位)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基準化の上、重点基準とした。 ・新基準の (1) について、字句を修正した。 ・新基準の (2) について、特別委員会報告において、法律実務基礎科目の充実が提言されていること、また、旧基準の (4) において平成 23 年度までに当該科目について 4 単位相当を必修又は選択必修とすることを求めていたことから、当該科目の修了要件単位数 (必修又は選択必修) を 10 単位とした。 ・新基準の (2) について、例示の内容にオを追加した。 ・新基準の (3) について、字句を修正した。 ・新基準の (4) について、内容を明確にするため文言を追加した。 ・旧解釈指針の (5) について、これらの授業科目の開設を「望ましい」とまでする必要はないため削除した。

新	旧	改定理由
<p><u>修)</u> <u>オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目</u> <u>(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟につ</u> <u>いて、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛</u> <u>争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作</u> <u>成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務に</u> <u>おいてどのように現れるかを模擬的に理解すること</u> <u>を通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内</u> <u>容)</u></p> <p>(3) <u>(1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独</u> <u>立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科</u> <u>目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われてい</u> <u>ること。</u></p> <p>(4) <u>次に掲げる教育内容について指導が行われていること。た</u> <u>だし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定</u> <u>することは要しない。</u></p> <p>ア 法情報調査 (法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び 読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調 査・分析に関する技法を修得させる教育内容)</p> <p>イ 法文書作成 (法的文書(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書 又は起訴状・訴状・準備書面の作成等)の作成の基本的 技能を、添削指導等により修得させる教育内容)</p> <p>(削除)</p>	<p>(2) <u>法曹としての責任感や倫理観を涵養するために、「法曹倫</u> <u>理」などとして独立の授業科目が開設されていること。また、</u> <u>他の授業科目の授業においてもこのことに留意した教育が</u> <u>行われていること。</u></p> <p>(3) <u>次に掲げる教育内容について指導が行われていること。た</u> <u>だし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定</u> <u>することは要しない。</u></p> <p>ア 法情報調査 (法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び 読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調 査・分析に関する技法を修得させる教育内容)</p> <p>イ 法文書作成 (契約書・遺言書又は法律意見書・調査報告書等の法的 文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得さ せる教育内容)</p> <p>(4) <u>法律実務基礎科目について、(1)に掲げる6単位のほか、</u> <u>平成23年度までに、次に例示する内容の授業科目その他の</u> <u>法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内</u> <u>容を有する授業科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修</u> <u>とされていること。</u></p> <p>ア 模擬裁判 <u>(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレ</u> <u>イ等のシミュレーション方式によって学生に参加さ</u></p>	

新	旧	改定理由
(削除)	<p><u>せ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)</u></p> <p><u>イ ローヤリング</u> (<u>依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR（裁判外紛争処理）の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容</u>)</p> <p><u>ウ クリニック</u> (<u>弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容</u>)</p> <p><u>エ エクスターンシップ</u> (<u>法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修</u>)</p> <p><u>(5) 法律実務基礎科目については、(1) 及び (3) に定める内容の授業科目並びに (4) に例示する内容の授業科目に加え、公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する授業科目及び各法科大学院の目的に応じて専門的訴訟領域の実務に関する授業科目を開設することが望ましい。</u></p>	
<p><u>解釈指針 2-1-6-1</u> <u>法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するについて、実務家教員と研究者教員が協力していることが必要である。</u></p>	(新設)	<p>特別委員会報告において、法律実務基礎教育に関して、研究者教員と実務家教員の緊密な連携協力が必要であることが提言されていることを踏まえて新たに解釈指針を設けた。</p>
<p><u>基準 2-1-7：重点基準</u> <u>基準 2-1-2 (3) に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。</u></p>	<p><u>解釈指針 2-1-3-3</u> <u>基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。</u></p>	<p>基準化の上、重点基準とした。 また、基準 2-1-2 との関係性を明確にするため、文言を追加した。</p>
<p><u>基準 2-1-8：重点基準</u></p>	<p><u>解釈指針 2-1-3-4</u></p>	<p>基準化の上、重点基準とし</p>

新	旧	改定理由
<p><u>基準2-1-2(4)</u>に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する<u>十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。</u></p>	<p>展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する授業科目が<u>十分な数開設され、かつ、これらの授業科目のうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。</u></p>	<p>た。 また、基準2-1-2との関係を明確にするため、文言を追加するとともに、字句を修正した。</p>
<p><u>基準2-1-9：重点基準</u> 各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。</p>	<p><u>基準2-1-4</u> 各授業科目における、<u>授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。</u></p>	<p>重点基準とするとともに、字句を修正した。</p>
<p>第3章 教育方法 3-1 授業を行う学生数 解釈指針3-1-1-1 法科大学院においては、すべての授業科目について、当該授業科目の性質及び教育課程上の位置付けにかんがみて、<u>基準3-1-1に適合する数の学生に対して授業が行われていることが必要である。</u>(なお、適切な授業方法については解釈指針3-2-1-3を参照。)</p>	<p>第3章 教育方法 3-1 授業を行う学生数 解釈指針3-1-1-1 法科大学院においては、すべての授業科目について、当該授業科目の性質及び教育課程上の位置付けにかんがみて、<u>基準3-1-1に適合する数の学生に対して授業が行われていること。</u>(なお、適切な授業方法については解釈指針3-2-1-3を参照。)</p>	<p>字句を修正した。</p>
<p>解釈指針3-1-1-2 基準3-1-1という「学生数」とは、実際に当該授業科目を履修する者全員の数を指し、<u>次の各号に掲げる者を含む。</u> (1) 当該授業科目を再履修している者。 (2) 当該授業科目の履修を認められている他専攻の学生、他研究科の学生(以下、合わせて「他専攻等の学生」という。)及び科目等履修生。</p>	<p>解釈指針3-1-1-2 基準3-1-1という「学生数」とは、実際に当該授業科目を履修する者全員の数を指し、次に掲げる者を含む。 (1) 当該授業科目を再履修している者。 (2) 当該授業科目の履修を認められている他専攻の学生、他研究科の学生(以下、合わせて「他専攻等の学生」という。)及び科目等履修生。</p>	<p>字句を修正した。</p>
<p>解釈指針3-1-1-3 <u>基準3-1-1に適合する学生数が維持されるための措置として、他専攻等の学生又は科目等履修生による法科大学院の授業科目の履修は、当該授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られていることが必要である。</u></p>	<p>解釈指針3-1-1-3 他専攻等の学生又は科目等履修生による法科大学院の授業科目の履修は、当該授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られていること。</p>	<p>基準3-1-1との関係を明確にするため、文言を追加した。</p>
<p>解釈指針3-1-2-1 法律基本科目について同時に授業を行う学生数が、<u>75人を超えている場合は、原則として、「標準」の範囲内にあるといえな</u></p>	<p>解釈指針3-1-2-1 法律基本科目について同時に授業を行う学生数が、<u>原則として、80人を超えていないこと。</u></p>	<p>・少人数教育の重要性に鑑みて、「80人」を「75人」とするとともに、字句を修</p>

新	旧	改定理由
<p>い。 75人を超える場合には、超えるに至った事情及びそれを将来的に是正する措置が明らかにされているとともに、当該授業科目の授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件に照らして、双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行うことが妨げられないための具体的な措置が講じられていることが必要である。 (解釈指針3-2-1-3及び解釈指針3-2-1-4を参照。)</p>	<p>80人を超える場合には、超えるに至った事情及びそれを将来的に是正する措置が明らかにされているとともに、当該授業科目の授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件に照らして、双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行うことが妨げられないための具体的な措置がとられていること。(解釈指針3-2-1-3を参照。)</p>	<p>正した。</p>
<p>3-2 授業の方法 基準3-2-1 法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。 (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。 (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。 (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。</p>	<p>3-2 授業の方法 基準3-2-1 法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。 (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。 (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。 (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。</p>	<p>字句を修正した。</p>
<p>解釈指針3-2-1-1 「専門的な法知識」とは、当該授業科目において法曹として一般に必要と考えられる水準及び範囲の法知識をいう。</p>	<p>解釈指針3-2-1-1 「専門的な法知識」とは、当該授業科目において法曹として一般に必要と考えられる水準及び範囲の法知識をいうものとする。</p>	<p>字句を修正した。</p>
<p>解釈指針3-2-1-2 「批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力」とは、具体的事例や新たな事例に的確に対応することのできる能力をいう。</p>	<p>解釈指針3-2-1-2 「批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力」とは、具体的事例や新たな事例に的確に対応することのできる能力をいうものとする。</p>	<p>字句を修正した。</p>
<p>解釈指針3-2-1-3 「授業科目の性質に応じた適切な方法」とは、各授業科目の目</p>	<p>解釈指針3-2-1-3 「授業科目の性質に応じた適切な方法」とは、各授業科目の目</p>	<p>・字句を修正した。 ・旧解釈指針の後段について</p>

新	旧	改定理由
<p>的を効果的に達成するため、少人数による双方向的又は多方向的な討論（教員と学生の間、又は学生相互の間において、質疑応答や討論が行われていることをいう。）、現地調査、事例研究その他の方法であって、適切な教材等を用いて行われるものをいう。</p>	<p>的を効果的に達成するため、少人数による双方向的又は多方向的な討論（教員と学生の間、又は学生相互の間において、質疑応答や討論が行われていることをいう。）、現地調査、事例研究その他の方法であって、適切な教材等を用いて行われるものをいう<u>ものとする。</u> <u>法律基本科目については、とりわけ双方向的又は多方向的な討論を通じた授業が、確実に実施されていること。（解釈指針3-1-2-1を参照。）</u></p>	<p>て、新たに解釈指針3-2-1-4として独立させることとした。</p>
<p><u>解釈指針3-2-1-4</u> <u>法律基本科目については、とりわけ双方向的又は多方向的な討論を通じた授業が確実に実施されることが求められるとともに、法学未修者1年次においては、同一の授業科目の中でも、学修のテーマや学生の習熟度に応じて、双方向的又は多方向的な討論形式を基本としつつ、必要に応じて、講義形式をそれと適切に組み合わせるなど、授業方法の工夫が図られていることが必要である。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>旧解釈指針3-2-1-3の後段を独立させるとともに、特別委員会報告において、法学未修者1年次において、双方向・多方向的な授業方法を基本としつつ、講義形式による授業方法との適切な組み合わせを行うなど、授業方法の一層の工夫が必要であると提言されていることから文言を追加した。</p>
<p><u>解釈指針3-2-1-5</u> 法律実務基礎科目については、次の各号に掲げる事項が確保されていることが必要である。 (1) クリニック及びエクスターンシップにおいては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する適切な指導監督が行われていること。 (2) エクスターンシップにおいては、法科大学院の教員が、研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を適切に指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制が整備されていること。また、エクスターンシップによる単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていないこと。</p>	<p><u>解釈指針3-2-1-4</u> 法律実務基礎科目については、次に掲げる事項が確保されていること。 (1) クリニック及びエクスターンシップにおいては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する適切な指導監督が行われていること。 (2) エクスターンシップにおいては、法科大学院の教員が、研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を適切に指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制がとられていること。また、エクスターンシップによる単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていないこと。</p>	<p>字句を修正した。</p>

新	旧	改定理由
<p>解釈指針 3-2-1-6 学生が事前事後の学習を効果的に行うための適切な具体的措置として、例えば次の各号に掲げるものが考えられる。 (1) 授業時間割が学生の自習時間を十分に考慮して作成されていること。 (2) 適切な教科書や補助教材が使用されていること。 (3) 関係資料が配布され、予習事項等が事前に周知されていること。 (4) 予習及び復習に関して、教員による適切な指示がなされていること。 (5) 授業時間外の自習が可能となるよう、基準 10-1-1 に適合する自習室、その他必要とされる設備、機器及び図書等が備えられていること。</p>	<p>解釈指針 3-2-1-5 学生が事前事後の学習を効果的に行うための適切な具体的措置としては、例えば次に掲げるものが考えられる。 (1) 授業時間割が学生の自習時間を十分に考慮したものであること。 (2) 関係資料が配布され、予習事項等が事前に周知されていること。 (3) 予習又は復習に関して、教員による適切な指示がなされていること。 (4) 授業時間外の自習が可能となるよう、第 10 章の各基準に適合する自習室スペースや教材、データベース等の施設、設備及び図書が備えられていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別委員会報告において、双方向・多方向型の授業は学生の予習・復習のインセンティブを高めることが期待されるが、その際、学生の予習・復習に偏りが生じることのないよう、適切な教科書の選択や補助教材の活用等による自学自習の支援のための工夫が特に必要であると提言されていることから (2) を追加した。 ・字句を修正した。
<p>解釈指針 3-2-1-7 集中講義を実施する場合には、その授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が十分に確保されるよう、実施の時期、授業時間割及び試験日の設定等について配慮されていることが必要である。</p>	<p>解釈指針 3-2-1-6 集中講義を実施する場合には、その授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されていること。</p>	<p>「配慮」の内容について具体的に示した。</p>
<p>3-3 履修科目登録単位数の上限 基準 3-3-1 : 重点基準 法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計 36 単位が上限とされていること。</p>	<p>3-3 履修科目登録単位数の上限 基準 3-3-1 法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計 36 単位が上限とされていること。 <u>在学の最終年次においては、44 単位が上限とされていること。</u></p>	<p>重点基準とし、旧基準の後段については、解釈指針 3-3-1-2 に記載されているため削除した。</p>
<p>解釈指針 3-3-1-1 各年次（最終年次を除く。）における履修登録可能な単位数の上限は 36 単位を原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が基準 3-3-1 の趣旨に照らして合理的なものであることが明らかにされている必要がある。ただし、次の各号に掲げる授業科目については、36 単位とは別にそれぞれ 6 単位を限度として履修登録させることができる。</p>	<p>解釈指針 3-3-1-1 法科大学院の授業においては、<u>授業時間外の事前事後の学習時間が十分に確保される必要があることから、各年次（最終年次を除く。）における履修登録可能な単位数の上限は 36 単位とすることを原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が明らかにされていること。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別委員会報告において、法学未修者 1 年次の法律基本科目の単位数を 6 単位増加できるようにすることが提言されていることから (1) を追加した。 ・特別委員会報告において、

新	旧	改定理由
<p>(1) 法学未修者1年次に配当される基準2-1-2(1)に定める法律基本科目に当たる授業科目。</p> <p>(2) 基準4-2-1(1)ウに定める者の認定において、法学未修者1年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目。</p>		<p>法学既修者認定との関係で履修登録単位数の上乗せをできるようにすることが提言されていることから(2)を追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)、(2)以外に36単位を超える場合であっても、基準3-3-1の趣旨に照らして合理的な理由に基づく必要があることを明確にした。
<p>解釈指針3-3-1-3</p> <p>解釈指針3-3-1-1に定める履修登録可能な単位数は、原級留置となった場合の再履修科目単位数及び基準4-2-1(1)アにしたがって履修の認められる授業科目単位数を含む。ただし、進級が認められた場合の再履修科目単位については、4単位を限度として、履修登録可能な単位数に算入しないものとするができる。</p> <p>解釈指針3-3-1-2に定める履修登録可能な単位数は、再履修科目単位数及び基準4-2-1(1)アにしたがって履修の認められる授業科目単位数を含む。</p>	<p>解釈指針3-3-1-3</p> <p>解釈指針3-3-1-1で定める履修登録可能な単位数は、原級留置となった場合の再履修科目単位数及び基準4-2-1(1)アにしたがって履修の認められる授業科目単位数を含む。ただし、進級が認められた場合の再履修科目単位については、4単位を限度として、履修登録可能な単位数に算入しないものとすることができる。</p> <p>解釈指針3-3-1-2で定める履修登録可能な単位数は、再履修科目単位数及び基準4-2-1(1)アにしたがって履修の認められる授業科目単位数を含む。</p>	<p>字句を修正した。</p>
<p>解釈指針3-3-1-4</p> <p>研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、3年を超える標準修業年限を定める場合には、基準3-3-1及び解釈指針3-3-1-1において「36単位」とあるのは、「36を当該標準修業年限数で除した数に3を乗じて算出される数の単位」と、解釈指針3-3-1-2において「44単位」とあるのは、「44を当該標準修業年限数で除した数に3を乗じて算出される数の単位」と読み替えるものとする。</p>	<p>解釈指針3-3-1-4</p> <p>研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、3年を超える標準修業年限を定める場合には、基準3-3-1及び解釈指針3-3-1-1において「36単位」とあるのは、「36を当該標準修業年限数で除した数に3を乗じて算出される数の単位」と、<u>基準3-3-1</u>及び解釈指針3-3-1-2において「44単位」とあるのは、「44を当該標準修業年限数で除した数に3を乗じて算出される数の単位」と読み替えるものとする。</p>	<p>基準3-3-1に合わせて修正した。</p>
<p>第4章 成績評価及び修了認定</p> <p>4-1 成績評価</p> <p>基準4-1-1: <u>重点基準</u></p>	<p>第4章 成績評価及び修了認定</p> <p>4-1 成績評価</p> <p>基準4-1-1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重点基準とした。 ・成績評価の前提として、授業科目ごとに適切な「達

新	旧	改定理由
<p>学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、<u>各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。</u></p> <p>(1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。</p> <p>(2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が<u>講じられていること。</u></p> <p>(3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。</p> <p>(4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても<u>適切に</u>配慮されていること。</p> <p>(5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が<u>不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。</u></p>	<p>学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、<u>学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。</u></p> <p>(1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。</p> <p>(2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が<u>とられていること。</u></p> <p>(3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。</p> <p>(4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても<u>適切な配慮がな</u>されていること。</p>	<p>成度」の設定が必要であることから文言を追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧解釈指針4-1-1-4の重要性に鑑みて、基準に掲げることとした。 ・字句を修正した。
<p><u>解釈指針4-1-1-1</u></p> <p>基準4-1-1にいう各授業科目における「達成度」は、各学年、配当学期及び各授業科目の性質にしたがい、また将来法曹となるに必要な基本的学識を考慮して、適切に設定されていることが必要である。</p>	<p>(新設)</p>	<p>基準4-1-1に「達成度」を追加したことに伴い、新たに解釈指針を設けた。</p>
<p><u>解釈指針4-1-1-2</u></p> <p>基準4-1-1(1)にいう「成績評価の基準」については、成績のランク分け、各ランクの分布の在り方に関する一般的な方針が設定され、かつ、各授業科目における成績評価の考慮要素があらかじめ明確に示されていることが必要である。ただし、授業科目の性質に照らして、これによることができない場合は、この限りでない。</p>	<p><u>解釈指針4-1-1-1</u></p> <p>基準4-1-1(1)における成績評価の基準として、授業科目の性質上不適合な場合を除き、成績のランク分け、各ランクの分布の在り方についての方針の設定、成績評価における考慮要素があらかじめ明確に示されていること。</p>	<p>字句を修正した。</p>
<p><u>解釈指針4-1-1-3</u></p> <p>基準4-1-1(2)にいう「措置」として、例えば次の各号に掲げるものが考えられる。</p> <p>(1) 成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会が設けられていること。</p>	<p><u>解釈指針4-1-1-2</u></p> <p>基準4-1-1(2)における措置としては、例えば次に掲げるものが考えられる。</p> <p>(1) 成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会が設けられていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・旧解釈指針の(2)については、基準4-1-1(4)の内容に含まれるため削除した。 ・(2)において、成績評

新	旧	改定理由
(2) 各授業科目の成績評価に関するデータ(履修者数、合格率、成績分布等)が法科大学院の教員間で共有されていること。	(2) 筆記試験採点の際の匿名性が適切に確保されていること。 (3) 科目間や担当者間の採点分布に関するデータが関係教員の間で共有されていること。	価に関するデータの具体的な内容を例示した。 ・字句を修正した。
<p>解釈指針4-1-1-4 基準4-1-1(3)にいう「必要な関連情報」には、成績分布に関するデータ及び筆記試験における成績評価の基準を含む。</p>	<p>解釈指針4-1-1-3 基準4-1-1(3)にいう「必要な関連情報」とは、筆記試験を行った場合については、当該試験における成績評価の基準及び成績分布に関するデータを指す。</p>	筆記試験を行った場合に限らず成績分布に関するデータを学生に告知するよう修正した。
<p>解釈指針4-1-1-5 基準4-1-1(5)にいう「再試験」とは、筆記試験の成績を考慮要素とする成績評価において合格とされなかった者に対して行われる試験をいう。また、「追試験」とは、一定のやむを得ない事情により筆記試験を受験することができなかった者に対して行われる試験をいう。</p>	<p>解釈指針4-1-1-4 基準4-1-1(4)にいう「適切な配慮」とは、筆記試験において合格点に達しなかった者に対して行われる試験(いわゆる再試験)についても厳正な成績評価が行われていること、及び当該学期の授業につき、一定のやむを得ない事情により筆記試験を受験することができなかった者に対して行われる試験(いわゆる追試験)について受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていることなどを指す。</p>	「再試験」と「追試験」を定義する解釈指針に修正した。
(削除)	<p>基準4-1-2 学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。</p>	基準4-2-1(1)ア・イで対応できるため削除した。
<p>基準4-1-2 一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度(以下「進級制」という。)が原則として採用されていること。</p>	<p>基準4-1-3 一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度(以下「進級制」という。)が原則として採用されていること。</p>	字句を修正した。
<p>解釈指針4-1-2-1 進級制を採用するに当たっては、各学年における達成度に照らして、対象学年、進級要件(進級に必要な修得単位数及び成績内容)、原級留置の場合の取扱い(再履修を要する授業科目の範囲)が適切に設定され、かつ、学生に周知されていることが必要である。</p>	<p>解釈指針4-1-3-1 進級制を採用するに当たっては、対象学年、進級要件(進級に必要な修得単位数及び成績内容)、原級留置の場合の取扱い(再履修を要する授業科目の範囲)などが、各法科大学院において決定され、学生に周知されていること。</p>	基準4-1-1に「達成度」を追加したことに合わせて修正するとともに、字句を修正した。
<p>解釈指針4-1-2-2 進級要件を定めるに当たっては、GPA制度が効果的に活用され</p>	(新設)	特別委員会報告において、GPA制度を進級判定や修

新	旧	改定理由
<p><u>ていることが望ましい。</u></p>		<p>了認定において積極的に活用することが望まれるとしていることから新たに解釈指針を設けた。</p>
<p>解釈指針4-1-2-3 <u>進級制を採用しない場合には、その理由が明らかにされるとともに、段階的学修を確保するための具体的な措置が定められ、その措置について学生に周知されていることが必要である。</u></p>	<p>解釈指針4-1-3-2 <u>進級制を採用しない場合には、その理由が明らかにされていること。</u></p>	<p>進級制を採用しない場合であっても、段階的学修を確保する措置が必要であることを明確にした。</p>
<p>4-2 修了認定及びその要件 基準4-2-1：重点基準 法科大学院の修了要件が、<u>次の各号を満たしていること。</u></p> <p>(1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。 この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。 ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。 <u>ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。</u> イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位(アの<u>ただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。</u>)を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。 <u>また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に</u></p>	<p>4-2 修了認定及びその要件 基準4-2-1 法科大学院の修了要件が、<u>次に掲げるすべての基準を満たしていること。</u></p> <p>(1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。 この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。 ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。 <u>なお、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。</u> イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。 <u>なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重点基準とした。 ・(1)について、イに、専門職大学院設置基準第24条との整合性をとるため文言を追加した。また、専門職大学院設置基準の一部改正に伴い、ウにただし書を追加した。 ・(2)について、特別委員会報告において、法律実務基礎科目の充実が提言されていること、また、旧解釈指針2-1-3-2(4)において平成23年度までに当該科目について4単位相当を必修又は選択必修とすることを求めていたことから、当該科目の修了要件単位数を10単位とした。 ・(3)について、特別委員会報告において、法学未修者1年次の法律基本科目の単位数を6単位増加でき

新	旧	改定理由																																				
<p><u>入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)</u> <u>を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。</u></p> <p>ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アの<u>ただし書</u>により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。</p> <p><u>ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。</u></p> <p>(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。</p> <p>ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。</p> <table border="0"> <tr><td>ア</td><td>公法系科目</td><td>8単位</td></tr> <tr><td>イ</td><td>民事系科目</td><td>24単位</td></tr> <tr><td>ウ</td><td>刑事系科目</td><td>10単位</td></tr> <tr><td>エ</td><td>法律実務基礎科目</td><td><u>10</u>単位</td></tr> <tr><td>オ</td><td>基礎法学・隣接科目</td><td>4単位</td></tr> <tr><td>カ</td><td>展開・先端科目</td><td>12単位</td></tr> </table> <p>(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分</p>	ア	公法系科目	8単位	イ	民事系科目	24単位	ウ	刑事系科目	10単位	エ	法律実務基礎科目	<u>10</u> 単位	オ	基礎法学・隣接科目	4単位	カ	展開・先端科目	12単位	<p>在学したものとみなすことができる。</p> <p>ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アの<u>なお書き</u>により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。</p> <p>(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。</p> <p>ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。</p> <table border="0"> <tr><td>ア</td><td>公法系科目</td><td>8単位</td></tr> <tr><td>イ</td><td>民事系科目</td><td>24単位</td></tr> <tr><td>ウ</td><td>刑事系科目</td><td>10単位</td></tr> <tr><td>エ</td><td>法律実務基礎科目</td><td><u>6</u>単位</td></tr> <tr><td>オ</td><td>基礎法学・隣接科目</td><td>4単位</td></tr> <tr><td>カ</td><td>展開・先端科目</td><td>12単位</td></tr> </table> <p>(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分</p>	ア	公法系科目	8単位	イ	民事系科目	24単位	ウ	刑事系科目	10単位	エ	法律実務基礎科目	<u>6</u> 単位	オ	基礎法学・隣接科目	4単位	カ	展開・先端科目	12単位	<p>るようにすることが提言されていることから、ただし書を追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・字句を修正した。
ア	公法系科目	8単位																																				
イ	民事系科目	24単位																																				
ウ	刑事系科目	10単位																																				
エ	法律実務基礎科目	<u>10</u> 単位																																				
オ	基礎法学・隣接科目	4単位																																				
カ	展開・先端科目	12単位																																				
ア	公法系科目	8単位																																				
イ	民事系科目	24単位																																				
ウ	刑事系科目	10単位																																				
エ	法律実務基礎科目	<u>6</u> 単位																																				
オ	基礎法学・隣接科目	4単位																																				
カ	展開・先端科目	12単位																																				

新	旧	改定理由
<p>の1以上修得していること。<u>ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。</u></p>	<p>の1以上修得していること。<u>(基準2-1-3参照。)</u></p>	
<p><u>解釈指針4-2-1-1</u> <u>基準4-2-1(1)ウのただし書に定める単位数は、基準2-1-5のただし書による単位数に限るものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>専門職大学院設置基準の一部改正に伴う施行通知における留意事項(法学既修者として30単位を超えて修得したものとみなすことができる単位数は、法学未修者1年次に6単位を限度として増加させた法律基本科目の単位数を超えないこと)に対応するため新たに解釈指針を設けた。</p>
<p><u>解釈指針4-2-1-2</u> <u>法科大学院の修了判定に当たっては、GPA制度が効果的に活用されていることが望ましい。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>特別委員会報告において、GPA制度を進級判定や修了認定において積極的に活用することが望まれるとしていることから新たに解釈指針を設けた。</p>
<p><u>基準4-2-2</u> <u>修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。</u></p>	<p><u>解釈指針4-2-1-1</u> <u>修了の認定に必要な修得単位数は、102単位を上限とする</u>こと。</p>	<p>特別委員会報告において、法学未修者1年次の法律基本科目の単位数を6単位増加できるようにすることが提言されていることから、ただし書を追加し、字句を修正した。</p>
<p>(削除)</p>	<p><u>解釈指針4-2-1-2</u> <u>基準4-2-1(3)にいう法律基本科目は、授業科目の名称を問わず、実質的な内容が法律基本科目に当たるものを含む。</u></p>	<p>基準2-1-3で対応できるため削除した。</p>
<p>4-3 法学既修者の認定 基準4-3-1</p>	<p>4-3 法学既修者の認定 基準4-3-1</p>	<p>法律科目試験が適切に行われる必要があることを明確</p>

新	旧	改定理由
<p>法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、<u>適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。</u></p>	<p>法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、<u>法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。</u></p>	<p>にするとともに、字句を修正した。</p>
<p>解釈指針4-3-1-1 「<u>適切な法律科目試験の実施及びその他の教育上適切な方法</u>」とは、基準4-2-1（1）ウの趣旨に照らし当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有するか否かを判定するために適切な方法であって、法科大学院の入学者選抜における「公平性」、「開放性」、「多様性」の確保の要請に適合するものであることをいう。</p>	<p>解釈指針4-3-1-1 「<u>法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法</u>」とは、基準4-2-1（1）ウの趣旨に照らし当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有するか否かを判定するために適切な方法であって、法科大学院の入学者選抜における「公平性」、「開放性」、「多様性」の確保の要請に適合するものであること。</p>	<p>基準4-3-1に合わせて修正するとともに、字句を修正した。</p>
<p>解釈指針4-3-1-2 当該法科大学院が法学既修者として認定した者について<u>履修免除が認められる法律基本科目は、法律科目試験の対象となった分野に対応する授業科目に限られていることが必要である。</u></p>	<p>解釈指針4-3-1-3 当該法科大学院が法学既修者として認定した者について、<u>法律科目試験に含まれない科目の単位を修得したものとみなす場合には、解釈指針4-3-1-1に照らして、適正な判定方法であることが明らかにされていること。</u></p>	<p>特別委員会報告において、法学既修者認定試験で課す試験科目は、履修したものとみなすすべての科目を対象とすることが提言されていることから修正した。</p>
<p>解釈指針4-3-1-3 <u>法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われていることが必要である。ただし、教育上有益と認められる場合、一括して免除されるべき単位数の中から6単位を限度として、履修免除単位数を減少させることができる。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>特別委員会報告において、法学既修者認定試験の合格者に原則として法学未修者1年次配当の必修科目すべての単位を一括して免除すべきであることが提言されていることから新たに解釈指針を設けた。</p>
<p>解釈指針4-3-1-4 <u>法律科目試験の実施に当たっては、当該法科大学院を置く大学出身の受験者¹と他の受験者との間で、出題及び採点において、公平を保つことができるような措置が講じられていることが必要である。</u></p>	<p>解釈指針4-3-1-2 <u>法律科目試験を実施する場合には、当該法科大学院と同じ大学出身の受験者¹と他の受験者との間で、出題及び採点において、公平を保つことができるような措置がとられていること。</u></p>	<p>字句を修正した。</p>
<p>解釈指針4-3-1-5</p>	<p>解釈指針4-3-1-4</p>	<p>当該法科大学院以外の機関</p>

新	旧	改定理由
<p>学生が入学する法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮して、法学既修者としての認定を行うことは認められない。ただし、当該法科大学院がそのような結果を考慮することが法学既修者としての認定を行うために必要である理由を明らかにしている場合は、この限りでない。</p>	<p>学生が入学する法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮して、法学既修者としての認定を行う場合には、<u>解釈指針4-3-1-1に照らして、適正な方法であることが明らかにされていること。</u></p>	<p>が実施する法律科目試験の結果を考慮して、法学既修者として認定することは原則として認められないことを明確にした。</p>
<p>解釈指針4-3-1-6 当該法科大学院が法学既修者として認定した者について認める在学期間の短縮が、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっていることが必要である。</p>	<p>解釈指針4-3-1-5 当該法科大学院が法学既修者として認定した者について認める在学期間の短縮が、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっていること。</p>	<p>字句を修正した。</p>
<p>第5章 教育内容等の改善措置 5-1 教育内容等の改善措置 解釈指針5-1-1-1 「教育の内容及び方法の改善」の対象として、例えば次の各号に掲げるものが考えられる。 <u>(1) 教育内容に関わるものとして、科目区分を意識したシラバスと授業の内容、学生の理解度や習熟度に配慮した授業の内容、授業科目間の連携及び授業内容の相互調整、理論的教育と実務的教育の架橋を図る授業内容等。</u> <u>(2) 教育方法に関わるものとして、双方向的又は多方向的な密度の高い教育を実施するための、適正な規模のクラス編成、授業の進め方やその形態の工夫、学生に対する発問や質疑への対応の仕方、学生相互間の討論を導き出す工夫、予習復習に関する適切な指示、授業で使用する教材や配付資料の選定等。</u></p>	<p>第5章 教育内容等の改善措置 5-1 教育内容等の改善措置 解釈指針5-1-1-1 「教育の内容及び方法の改善」とは、いかなるトピックがどのような観点からどの程度の質と量において教育課程の中で取り上げられるべきか等(教育内容)、及び学生に対する発問や応答、資料配付、板書、発声の仕方等(教育方法)についての改善をいうものとする。</p>	<p>「教育の内容及び方法の改善」の対象をより具体的に例示した。</p>
<p>解釈指針5-1-1-2 「研修及び研究」として、例えば次の各号に掲げるものが考えられる。 <u>(1) 教育の内容及び方法に対する学生(修了生を含む。)、同僚教員、外部者等の評価を受けて行う教員相互の討議。</u> <u>(2) 国内外の専門家を交えた講演会、研修会、シンポジウム等の開催。</u> <u>(3) 国内外の大学や研究所等における教育の内容及び方法に関する情報や研究成果の集積・活用。</u></p>	<p>解釈指針5-1-1-3 「研修及び研究」の内容としては、例えば次に掲げるものが考えられる。 <u>(1) 授業及び教材等に対する学生、教員相互、又は外部者による評価を行い、その結果を検討する実証的方法。</u> <u>(2) 教育方法に関する専門家、又は教育経験豊かな同僚教員による講演会や研修会の開催等の啓蒙的方法。</u> <u>(3) 外国大学や研究所等における情報・成果の蓄積・利用等の調査的方法。</u></p>	<p>「研修及び研究」の例をわかりやすい内容に修正した。</p>

新	旧	改定理由
(削除)	<u>基準5-1-2</u> 法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。	解釈指針5-1-1-3に統合したため削除した。
<u>解釈指針5-1-1-3</u> 「研修及び研究」を行うに当たって配慮すべき事項として、例えば次の各号に掲げるものが考えられる。 <u>(1) 研究者教員のうち、実務上の知見が不足すると認められる者については、担当する授業科目に関連する実務上の知見を補完する機会を得させ、実務家教員のうち、教育上の経験が不足すると認められる者については、これを補うための教育研修の機会を得させること。</u> <u>(2) カリキュラムの効果的な実施のために、教員相互の連携が特に求められている授業科目については、相互に連携する機会を十分に確保すること。</u>	<u>解釈指針5-1-2-1</u> 実務家として十分な経験を有する教員であって、教育上の経験に不足すると認められる者については、これを補うための教育研修の機会を得ること、また、大学の学部や大学院において十分な教育経験を有する教員であって、実務上の知見に不足すると認められる者については、担当する授業科目に関連する実務上の知見を補完する機会を得ることが、それぞれ確保されているよう、法科大学院において適切な措置をとるよう努めていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・(1) について、旧解釈指針の文言を修正した。 ・(2) について、特別委員会報告において、法律実務基礎教育に関して、研究者教員と実務家教員の緊密な連携協力が必要であることが提言されていることに照らして、教員相互の連携協力の必要性を追加した。
<u>解釈指針5-1-1-4</u> 「組織的かつ継続的に行われていること」とは、 <u>法科大学院内に教育内容等の改善に関する組織が設置され、当該組織が収集管理する情報に基づき、改善すべき項目及びその方法に関する方針が決定され、改善に結びつける取組が適切に実施されていることをいう。</u>	<u>解釈指針5-1-1-2</u> 「組織的かつ継続的に行われていること」とは、改善すべき項目及びその方法に関する方針を決定し、改善に関する情報を管理し、改善のための諸措置の実施を担当する組織が、法科大学院内に設置されていることをいうものとする。	特別委員会報告において、ファカルティ・ディベロップメントを充実させるとともに、その成果を授業内容・方法の不断の改善につなげていく体制を整備することが提言されていることから修正した。
第6章 入学者選抜等 6-1 入学者受入 基準6-1-1 <u>法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。</u>	第6章 入学者選抜等 6-1 入学者受入 基準6-1-1 公平性、開放性、 <u>多様性の確保を前提としつつ</u> 、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。	旧解釈指針6-1-1-2を含むよう修正した。
<u>解釈指針6-1-1-1</u> 「必要な情報」とは、 <u>解釈指針1-1-2-1-1に定める事項を</u>	<u>解釈指針6-1-1-2</u> 入学志願者に対して、当該法科大学院の理念及び教育目的、設	旧解釈指針6-1-1-2に挙げられているものを新

新	旧	改定理由
いう。	置の趣旨、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法、並びに基準9-3-2に定める事項について、事前に周知するよう努めていること。	解釈指針11-2-1-1を引用するように修正した。
<p><u>基準6-1-2</u></p> <p>法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。</p>	<p><u>解釈指針6-1-1-1</u></p> <p>法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制がとられていること。</p>	解釈指針を基準化し、字句を修正した。
(削除)	<p><u>基準6-1-2</u></p> <p>入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。</p>	基準6-1-3～5で具体化されているため削除した。
<p><u>基準6-1-3</u></p> <p>各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。</p>	<p><u>基準6-1-3</u></p> <p>法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。</p>	入学者選抜における公平性及び開放性に関する基準であることを明確にした。
<p><u>解釈指針6-1-3-1</u></p> <p>入学者選抜における公平性及び開放性を確保するため、次の各号に掲げる取組が行われていることが必要である。</p> <p>(1) 入学者選抜において、当該法科大学院を置く大学の主として法学を履修する学科又は課程等に在学、又は卒業した者（以下「自校出身者」という。）について優先枠を設けるなどの優遇措置を講じていないこと。入学者に占める自校出身者の割合が著しく高い場合には、それが不当な措置によるものでないことが明らかであること。</p> <p>(2) 入学者に対して法科大学院への寄附等の募集を行う場合には、その開始時期は入学後とし、それ以前にあっては募集の予告にとどめていること。</p> <p>(3) 身体に障害のある者に対して、等しく受験の機会を確保し、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応を工夫するよう努めていること。</p>	<p><u>解釈指針6-1-3-1</u></p> <p>入学者選抜において、当該法科大学院を設置している大学の主として法学を履修する学科又は課程等に在学、又は卒業した者（以下「自校出身者」という。）について優先枠を設けるなどの優遇措置を講じていないこと。入学者に占める自校出身者の割合が著しく多い場合には、それが不当な措置によるものでないことが説明されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(1) について、字句を修正した。 ・(2) について、旧解釈指針6-1-3-2を統合した。 ・(3) について、旧解釈指針7-3-1-1を統合した。
(削除)	<p><u>解釈指針6-1-3-2</u></p> <p>入学者に対して法科大学院への寄附等の募集を行う場合には、その開始時期は入学後とし、それ以前にあっては募集の予告にと</p>	解釈指針6-1-3-1に統合したため削除した。

新	旧	改定理由
	どめていること。	
<p><u>基準6-1-4：重点基準</u> 入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。</p>	<p>基準6-1-4 (同左)</p>	<p>重点基準とした。</p>
<p>解釈指針6-1-4-1 入学者選抜に当たっては、適性試験を用いて、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力等が、適確かつ客観的に評価されていることが必要である。</p>	<p>解釈指針6-1-4-1 入学者選抜に当たっては、適性試験を用いて、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が、適確かつ客観的に評価されていること。</p>	<p>字句を修正した。</p>
<p><u>解釈指針6-1-4-2</u> <u>入学者選抜において、適性試験の成績が、適性試験実施機関が設定する入学最低基準点に照らして、適切に利用されていることが必要である。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>特別委員会報告において、適性試験実施機関が設定する入学最低基準点に照らして、適性試験が適正に運用されているか否かを評価することが提言されていることから新たに解釈指針を設けた。</p>
<p>基準6-1-5 入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。</p>	<p>基準6-1-5 入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。</p>	<p>字句を修正した。</p>
<p>解釈指針6-1-5-1 <u>多様性を確保するため、入学者選抜において、次の各号に掲げる措置が講じられていることが必要である。</u> <u>(1) 大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を適切に評価できるよう努めていること。</u> <u>(2) 実務等の経験を有する者については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めていること。</u> <u>(3) 入学者のうち法学を履修する課程以外の課程を履修した者、又は実務等の経験を有する者の占める割合が3割以上となるよう努めていること。</u> <u>(4) (3)の割合が2割に満たない場合には、入学者選抜の実</u></p>	<p>解釈指針6-1-5-1 大学等の在学者については、<u>入学者選抜において、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績が、適切に評価できるよう努めていること。</u></p>	<p>多様性の観点から旧解釈指針6-1-5-1～4までを列挙して統合した。</p>

新	旧	改定理由
<u>施状況を公表するとともに、その満たなかった理由が示され、改善の措置が講じられていること。</u>		
(削除)	<u>解釈指針6-1-5-2</u> 社会人等については、入学者選抜において、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めていること。	解釈指針6-1-5-1に統合したため削除した。
(削除)	<u>解釈指針6-1-5-3</u> 入学者選抜に当たって、入学者のうち法学を履修する課程以外の課程を履修した者、又は実務等の経験を有する者の占める割合が3割以上となるよう努めていること。	解釈指針6-1-5-1に統合したため削除した。
(削除)	<u>解釈指針6-1-5-4</u> 入学者のうち法学を履修する課程以外の課程を履修した者、又は実務等の経験を有する者の占める割合が2割に満たない場合には、当該法科大学院における入学者の選抜の実施状況を公表するとともに、満たさなかった理由が示され、改善の措置が講じられていること。	解釈指針6-1-5-1に統合したため削除した。
6-2 収容定員及び在籍者数等	6-2 収容定員と在籍者数	字句を修正した。
基準6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る <u>ことのないよう努めていること。</u> また、 <u>在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。</u>	基準6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る <u>状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。</u>	旧解釈指針6-2-1-2を統合した。
解釈指針6-2-1-1 「収容定員」とは、入学定員の3倍の数をいう。また、「 <u>在籍者</u> 」には、原級留置者及び休学者を含む。	解釈指針6-2-1-1 基準6-2-1に規定する「収容定員」とは、入学定員の3倍の数をいう。また、 <u>同基準に規定する在籍者には、原級留置者及び休学者を含む。</u>	字句を修正した。
(削除)	<u>解釈指針6-2-1-2</u> 在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。	基準6-2-1に統合したため削除した。
(削除)	<u>解釈指針6-2-2-1</u> 在籍者数等を考慮しつつ、入学定員の見直しが適宜行われていること。	基準6-2-3を新たに設けて統合した。

新	旧	改定理由
<p><u>基準6-2-3：重点基準</u> <u>在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。</u></p>	(新設)	特別委員会報告において、教員組織、入試の競争倍率、司法試験の合格状況に課題がある法科大学院等に対して入学定員の見直しの必要性が提言されていることから、入学定員の見直しを含めた入学者選抜の改善に関する基準を設け、重点基準とした。
<p><u>解釈指針6-2-3-1</u> <u>「入学者選抜における競争倍率」とは、合格者数に対する受験者数の割合をいう。</u></p>	(新設)	特別委員会報告と同じく競争倍率の定義を行った。
<p>第7章 学生の支援体制 7-1 学習支援 基準7-1-1 <u>各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。</u></p>	<p>第7章 学生の支援体制 7-1 学習支援 基準7-1-1 <u>学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。</u></p>	基準1-1-2に合わせて修正するとともに、字句を修正した。
<p><u>解釈指針7-1-1-1</u> <u>「学習支援」として、ガイダンス及び個別に学生に対して行う履修指導・学習相談・各種の助言等が適切に行われていることが必要である。</u></p>	<p><u>解釈指針7-1-1-1</u> <u>入学者に対して、法科大学院における教育の導入ガイダンスが適切に行われていること。</u></p>	「学習支援」の形態を具体的に示す解釈指針に修正した。
<p><u>解釈指針7-1-1-2</u> <u>「学習支援」として、入学時に、次の各号に掲げる配慮がなされていることが必要である。</u> <u>(1) 法科大学院における教育への導入として、入学当初から効果的な学習を行うための配慮がなされていること。</u> <u>(2) 法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学習を適切に行うための特段の配慮がなされていること。</u></p>	<p><u>解釈指針7-1-1-2</u> <u>法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学習が適切に行われるように、履修指導において、特段の配慮がなされていること。</u></p>	入学時の学習支援に関する解釈指針に修正した。
(削除)	<p><u>解釈指針7-1-1-3</u> <u>法学既修者に対しては、各法科大学院における法学既修者の認</u></p>	旧解釈指針の内容は、法学既修者に限ったものではな

新	旧	改定理由
	<u>定の方法に応じて、理論教育と実務教育との架橋を図るために適切な履修指導が行われていること。</u>	いため削除した。
(削除)	<u>解釈指針7-1-1-4</u> <u>履修指導においては、各法科大学院が掲げる教育の理念及び目的に照らして適切なガイダンスが実施されていること。</u>	解釈指針7-1-1-1で対応できるため削除した。
(削除)	<u>基準7-1-2</u> <u>各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。</u>	解釈指針7-1-1-3に統合したため削除した。
<u>解釈指針7-1-1-3</u> <u>「学習支援」として、オフィスアワーが設けられている場合には、それを有効に活用できるよう、学生に対して各教員のオフィスアワーの日時、場所及び面談の予約の方法等が周知されていることが必要である。また、オフィスアワーが設けられていない場合であっても、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるような措置が講じられていることが必要である。</u>	<u>解釈指針7-1-2-1</u> <u>オフィスアワーが設定されている場合には、それを有効に活用できるよう、学生に対して各教員のオフィスアワーの日時又は面談の予約の方法等が周知されていること。</u>	旧基準7-1-2を統合するとともに、字句を修正した。
(削除)	<u>解釈指針7-1-2-2</u> <u>学習相談、助言体制を有効に機能させるための施設や環境の整備に努めていること。</u>	基準7-1-1や解釈指針10-1-1-6で対応できるため削除した。
<u>解釈指針7-1-1-4</u> <u>「学習支援の体制」として、チューター、ティーチング・アシスタント、法曹関係者によるアドバイザー等の各種教育補助者による学習支援体制の整備に努めていることが必要である。</u>	<u>基準7-1-3</u> <u>各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。</u>	教育補助者を具体的に示すよう修正し、基準7-1-1の解釈指針とした。
7-2 生活支援等 基準7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。	7-2 生活支援等 基準7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び <u>修学</u> や学生生活に関する <u>相談・助言</u> 、支援体制の整備に努めていること。	「修学」に関する支援体制は「7-1 学習支援」で対応できるため文言を削除するとともに、字句を修正した。
<u>解釈指針7-2-1-1</u> <u>「経済的支援」とは、入学金・授業料の減免及び徴収猶予のほか、奨学金の設定、卒業生等の募金による基金の設定、他の団</u>	<u>解釈指針7-2-1-1</u> <u>各法科大学院は、多様な措置(各法科大学院における奨学金の設定、卒業生等の募金による基金の設定、他の団体等が給付又</u>	「経済的支援」の例として入学金・授業料の減免及び徴収猶予を追加した。

新	旧	改定理由
<p>体等が給付又は貸与する奨学金への応募の紹介等の措置をいう。</p>	<p>は貸与する奨学金への応募の紹介等)によって学生が奨学金制度等を利用できるよう努めていること。</p>	
<p>解釈指針 7-2-1-2 <u>「学生生活に関する支援体制の整備」とは、学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメント相談、メンタル・ケア、カウンセリング等を目的とした保健センター及び学生相談室等を設置するなどの相談助言体制の整備をいう。</u></p>	<p>解釈指針 7-2-1-2 <u>学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、保健センター、学生相談室を設置するなど必要な相談助言体制の整備に努めていること。</u></p>	<p>「学生生活に関する支援体制の整備」に関する解釈指針であることを明確にした。 また、メンタル・ケア、カウンセリングの必要性に鑑みて、追加した。</p>
<p>7-3 障害のある学生に対する支援 基準 7-3-1 <u>身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。</u> <u>(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。</u> <u>(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。</u></p>	<p>7-3 障害のある学生に対する支援 基準 7-3-1 <u>身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。</u></p>	<p>旧「7-3 障害のある学生に対する支援」における解釈指針をすべて基準に統合した。 また、法科大学院においては「実験・実技」は想定しにくいため削除した。</p>
<p>(削除)</p>	<p>解釈指針 7-3-1-1 <u>身体に障害のある者に対しても、等しく受験の機会を確保し、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応を工夫することに努めていること。</u></p>	<p>入試の機会均等については解釈指針 6-1-3-1 に統合し、後半部分は基準 7-3-1 に統合したため削除した。</p>
<p>(削除)</p>	<p>解釈指針 7-3-1-2 <u>身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充足に努めていること。</u></p>	<p>基準 7-3-1 に統合したため削除した。</p>
<p>(削除)</p>	<p>解釈指針 7-3-1-3 <u>身体に障害のある学生に対しては、修学上の支援、実習・実験・実技上の特別措置を認めるなど、相当な配慮に努めていること。</u></p>	<p>基準 7-3-1 に統合したため削除した。</p>
<p>7-4 職業支援（キャリア支援） 基準 7-4-1 <u>学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指</u></p>	<p>7-4 職業支援（キャリア支援） 基準 7-4-1 <u>学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。</u></p>	<p>旧解釈指針 7-4-1-1 における「適切な相談窓口」の文言を基準に取り入れるよう修正した。</p>

新	旧	改定理由
導、助言に努めていること。		
(削除)	<u>解釈指針7-4-1-1</u> 学生がそれぞれの目指す進路の選択ができるように、その規模及び教育目的に照らして、適切な相談窓口を設置するなど、支援に努めていること。	基準7-4-1で対応できるため削除した。
第8章 教員組織 8-1 教員の資格及び評価	第8章 教員組織 8-1 教員の資格と評価	字句を修正した。
<u>基準8-1-1：重点基準</u> 研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。	基準8-1-1 (同左)	重点基準とした。
(削除)	<u>解釈指針8-1-1-1</u> 教員の最近5年間における教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検及び評価の結果の公表その他の方法で開示されていること。	「11-2 情報の公表」に含めたため削除した。
<u>基準8-1-2：重点基準</u> 基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。 (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者 (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者 (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者	基準8-1-2 基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。 (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者 (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者 (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者	重点基準とするとともに、字句を修正した。
(削除)	<u>解釈指針8-1-2-1</u> 教員の最近5年間における教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検及び評価の結果の公表その他の方法で開示されていること。	「11-2 情報の公表」に含めたため削除した。
(削除)	<u>解釈指針8-1-2-2</u>	「11-2 情報の公表」

新	旧	改定理由
	<p><u>基準 8-1-2 に規定する専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動も自己点検及び評価の結果の公表その他の方法で開示されていることが望ましい。</u></p>	<p>に含めたため削除した。</p>
<p>解釈指針 8-1-2-1 基準 8-1-2 に定める専任教員は、大学設置基準第 13 条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第 9 条に規定する教員の数に算入することができない。</p>	<p>解釈指針 8-1-2-3 基準 8-1-2 に規定する専任教員は、大学設置基準 (昭和 31 年文部省令第 28 号) 第 13 条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準 (昭和 49 年文部省令第 28 号) 第 9 条に規定する教員の数に算入することができない。</p>	<p>統一的に文部科学省令の番号を削除するとともに、字句を修正した。</p>
<p>解釈指針 8-1-2-2 基準 8-1-2 に定める専任教員は、平成 25 年度までの間、解釈指針 8-1-2-1 にかかわらず、同基準に定める教員の数の 3 分の 1 を超えない範囲で、大学設置基準第 13 条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第 9 条に規定する教員の数に算入することができるものとする。ただし、大学院設置基準第 9 条に規定する教員のうち博士課程の後期の課程を担当する教員の数には、基準 8-1-2 に定める専任教員の数のすべてを算入することができる。</p>	<p>解釈指針 8-1-2-4 基準 8-1-2 に規定する専任教員は、平成 25 年度までの間、解釈指針 8-1-2-3 の規定にかかわらず、同基準に規定する教員の数の 3 分の 1 を超えない範囲で、大学設置基準第 13 条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第 9 条に規定する教員の数に算入することができるものとする。ただし、大学院設置基準第 9 条に規定する教員のうち博士課程の後期の課程を担当する教員の数には、基準 8-1-2 に規定する専任教員の数のすべてを算入することができる。</p>	<p>字句を修正した。</p>
<p>8-2 専任教員の配置及び構成</p>	<p>8-2 専任教員の配置と構成</p>	<p>字句を修正した。</p>
<p>基準 8-2-1 : 重点基準 法科大学院には、専攻ごとに、平成 11 年文部省告示第 175 号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の 1.5 倍の数 (小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。) に、同告示の第 2 号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員 1 人当たりの学生の収容定員に 4 分の 3 を乗じて算出される収容定員の数 (小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。) につき 1 人の専任教員が置かれていること。</p>	<p>基準 8-2-1 (同左)</p>	<p>重点基準とした。</p>
<p>解釈指針 8-2-1-1 基準 8-2-1 により専攻ごとに置くものとされる専任教員</p>	<p>解釈指針 8-2-1-1 基準 8-2-1 の規定により専攻ごとに置くものとされる専</p>	<p>字句を修正した。</p>

新	旧	改定理由
は、専門職学位課程たる法科大学院について1専攻に限り専任教員として取り扱われていることが必要である。	任教員は、専門職学位課程たる法科大学院について1専攻に限り専任教員として取り扱われていること。	
解釈指針8-2-1-2 基準8-2-1により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数の半数以上は、原則として教授であることが必要である。	解釈指針8-2-1-2 基準8-2-1の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数の半数以上は、原則として教授であること。	字句を修正した。
解釈指針8-2-1-3 法科大学院には、その教育の理念及び目標を実現するために必要と認められる場合には、基準8-2-1に定める数を超えて、専任教員が適切に置かれていることが望ましい。	解釈指針8-2-1-5 各法科大学院は、その教育の理念及び目的を実現するために必要と認められる場合には、基準8-2-1に定める数を超えて、専任教員を適切に配置するよう努めることが望ましい。	字句を修正した。
基準8-2-2：重点基準 法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。	解釈指針8-2-1-3 法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が置かれていること。	基準化の上、重点基準とし、「当該科目を適切に指導できる専任教員」の内容を明確にした。
解釈指針8-2-2-1 専任教員の科目配置について、入学定員100人を超える法科大学院においては、次の各号に掲げる人数の専任教員が各科目に置かれていることが必要である。 (1) 入学定員101～199人の法科大学院については、法律基本科目のうち民法に関する分野を含む少なくとも3科目について複数の専任教員が置かれていること。 (2) 入学定員200人以上の法科大学院については、法律基本科目のうち、少なくとも公法系に4人、刑事法系に4人、民法に関する分野に4人、商法に関する分野に2人、民事訴訟法に関する分野に2人の専任教員が置かれていること。	解釈指針8-2-1-4 入学定員101～199人の法科大学院については、法律基本科目のうち民法に関する分野を含む少なくとも3科目について複数の専任教員を置いていること。入学定員200人以上の法科大学院については、法律基本科目のうち、公法系4人、刑事法系4人、民法に関する分野4人、商法に関する分野2人、民事訴訟法に関する分野2人以上の専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。	旧解釈指針8-2-1-4において、入学定員200人以上の法科大学院の専任教員の科目配置のみに「専ら実務的側面を担当する教員を除く。」の条件が付されているが、この条件は、入学定員200人以上の法科大学院に限る必要はないため、基準8-2-2に追記し、削除した。
基準8-2-3 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。	基準8-2-2 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。	旧基準8-4-1及び旧解釈指針8-4-1-1を統合した。
解釈指針8-2-3-1 「専任教員の科目別配置等のバランス」については、基礎法学・	解釈指針8-2-2-1 基礎法学・隣接科目、展開・先端科目について、法科大学院の	旧解釈指針8-2-2-2を統合した。

新	旧	改定理由
隣接科目、展開・先端科目に、 <u>各法科大学院の教育の理念及び目標に応じた専任教員が置かれていること、及び専任教員の年齢構成に著しい偏りがないよう努めていることが必要である。</u>	理念や教育目的に応じた専任教員が置かれていること。	
(削除)	<u>解釈指針 8-2-2-2</u> <u>専任教員の年齢構成に著しい偏りがないよう努めていること。</u>	解釈指針 8-2-3-1 に統合したため削除した。
(削除)	<u>8-3 実務経験と高度な実務能力を有する教員</u>	「8-2 専任教員の配置及び構成」に含めるため削除した。
基準 8-2-4 : <u>重点基準</u> 基準 8-2-1 に定める専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。	基準 8-3-1 基準 8-2-1 に規定する専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。	重点基準とするとともに、字句を修正した。
解釈指針 8-2-4-1 基準 8-2-4 に定める実務家教員は、その実務経験との関連が認められる授業科目を担当していることが必要である。	解釈指針 8-3-1-1 基準 8-3-1 で規定する実務家教員は、その実務経験との関連が認められる授業科目を担当していること。	字句を修正した。
解釈指針 8-2-4-2 基準 8-2-4 に定めるおおむね 2 割の専任教員の数に 3 分の 2 を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、1 年につき 6 単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者を充てることができる。	解釈指針 8-3-1-2 基準 8-3-1 に規定するおおむね 2 割の専任教員の数に 3 分の 2 を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者を充てることができる。その場合には、1 年につき 6 単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者であること。	字句を修正した。
基準 8-2-5 基準 8-2-4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも 3 分の 2 は、法曹としての実務の経験を有する者であること。	基準 8-3-2 基準 8-3-1 に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも 3 分の 2 は、法曹としての実務の経験を有する者であること。	字句を修正した。
(削除)	<u>8-4 専任教員の担当授業科目の比率</u>	「8-2 専任教員の配置及び構成」に含めるため削除した。
(削除)	<u>基準 8-4-1</u> <u>各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目につ</u>	旧基準 8-2-2 と統合し、基準 8-2-3 とした

新	旧	改定理由
	いては、原則として、専任教員が配置されていること。	ことに伴い削除した。
(削除)	<u>解釈指針 8-4-1-1</u> 基準 8-4-1 に掲げる授業科目のうち必修科目については、その授業のおおむね 7 割以上が、専任教員によって担当されていること。	旧基準 8-2-2 と統合し、基準 8-2-3 としたことに伴い削除した。
8-3 教員の教育研究環境	8-5 教員の教育研究環境	番号を修正した。
基準 8-3-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。	基準 8-5-1 (同左)	番号を修正した。
解釈指針 8-3-1-1 各専任教員の授業負担は、他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む。）を通じて、年間 20 単位以下であることが望ましい。なお、年間 30 単位を超える場合には、その理由を問わず、適切な範囲内にあるとはいえない。	解釈指針 8-5-1-1 各専任教員の授業負担は、他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む。）を通じて、年間 20 単位以下にとどめられていることが望ましい。なお、多くとも年間 30 単位以下であること。	字句を修正した。
基準 8-3-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。	基準 8-5-2 (同左)	番号を修正した。
基準 8-3-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。	基準 8-5-3 (同左)	番号を修正した。
第 9 章 管理運営等 9-1 管理運営の独自性 基準 9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。	第 9 章 管理運営等 9-1 管理運営の独自性 基準 9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。	旧解釈指針 9-1-1-1（1 段落目）及び旧解釈指針 9-1-1-2 を統合した。
解釈指針 9-1-1-1 「法科大学院の運営に関する重要事項」とは、法科大学院の教	解釈指針 9-1-1-1 法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下、「法	「法科大学院の運営に関する重要事項」を例示する解

新	旧	改定理由
<p>育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項をいう。</p>	<p>科大学院の運営に関する会議」という。)が置かれていること。 <u>法科大学院の運営に関する会議は、当該法科大学院の専任教授により構成されていること。</u> <u>ただし、当該法科大学院の運営に関する会議の定めるところにより、准教授その他の職員を加えることができる。</u></p>	<p>指針に修正した。</p>
<p>解釈指針9-1-1-2 「法科大学院の運営に関する会議」は、<u>当該法科大学院の専任教授により構成されていることが必要である。</u> <u>ただし、当該法科大学院の運営に関する会議の定めるところにより、准教授その他の教職員を加えることができる。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>旧解釈指針9-1-1-1(2段落目以降)を解釈指針9-1-1-2とした。</p>
<p>(削除)</p>	<p>解釈指針9-1-1-2 <u>専任の長が置かれていること。</u></p>	<p>基準9-1-1に統合したため削除した。</p>
<p>解釈指針9-1-1-3 <u>法科大学院の運営の独自性を担保するために、解釈指針9-1-1-1の重要事項については、法科大学院の運営に関する会議における審議が尊重されていることが必要である。</u></p>	<p>解釈指針9-1-1-3 <u>法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他運営に関する重要事項については、法科大学院の運営に関する会議における審議が尊重されていること。</u></p>	<p>解釈指針9-1-1-1に合わせて修正した。</p>
<p>(削除)</p>	<p>解釈指針9-1-1-4 <u>平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項により法科大学院の専任教員とみなされる者については、法科大学院の教育課程の編成等に関して責任を担うことができるよう配慮されていること。</u></p>	<p>旧解釈指針8-3-1-2と重複しているため、解釈指針8-2-4-2に統合した。</p>
<p>基準9-1-2 <u>法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。</u></p>	<p>基準9-1-2 <u>法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。</u></p>	<p>法科大学院の設置形態及び規模等を勘案することを明確にした。</p>
<p>(削除)</p>	<p>解釈指針9-1-2-1 <u>法科大学院の管理運営のための事務体制及び職員の配置は、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切なものであること。</u></p>	<p>基準9-1-2で対応できるため削除した。</p>
<p>(削除)</p>	<p>解釈指針9-1-2-2</p>	<p>法科大学院の教育の質に重</p>

新	旧	改定理由
	<u>法科大学院の管理運営を適切に行うために、職員の能力の向上を図るよう努めていること。</u>	点を置くためスタッフ・ディベロップメントについては削除した。
基準 9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。	基準 9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい <u>十分な</u> 財政的基礎を有していること。	「ふさわしい財政的基礎」を有していれば足りることから「十分な」の文言を削除した。
解釈指針 9-1-3-1 <u>法科大学院における教育活動等を適切に実施するために、法科大学院の設置者が、法科大学院の運営に係る財政上の事項について、法科大学院の意見を聴取する適切な機会を設け、法科大学院の運営に必要な経費を負担していることが必要である。</u>	解釈指針 9-1-3-1 法科大学院の設置者が、 <u>法科大学院における教育活動等を適切に実施するために十分な経費を負担していること。</u>	旧解釈指針 9-1-3-3 を統合した。
(削除)	<u>解釈指針 9-1-3-2</u> <u>法科大学院の設置者が、法科大学院において生じる収入又は法科大学院の運営のために提供された資金等について、法科大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるよう配慮していること。</u>	解釈指針 9-1-3-1 で対応できるため削除した。
(削除)	<u>解釈指針 9-1-3-3</u> <u>法科大学院の設置者が、法科大学院の運営に係る財政上の事項について、法科大学院の意見を聴取する適切な機会を設けていること。</u>	解釈指針 9-1-3-1 に統合したため削除した。
(削除)	9-2 自己点検及び評価	「自己点検及び評価」の重要性に鑑みて、旧「9-2 自己点検及び評価」を独立させ、新たに第 11 章として内容を移動させたため削除した。
(削除)	<u>基準 9-2-1</u> <u>法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。</u>	基準 11-1-1 に統合したため削除した。

新	旧	改定理由
(削除)	<u>基準 9-2-2</u> <u>自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。</u>	基準 1 1-1-1 に統合したため削除した。
(削除)	<u>解釈指針 9-2-2-1</u> <u>法科大学院には、教育活動等に関する自己点検及び評価を行う独自の組織を設置するよう努めていること。</u>	基準 1 1-1-1 に統合したため削除した。
(削除)	<u>基準 9-2-3</u> <u>自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。</u>	自己点検及び評価を行う体制については基準 1 1-1-1 に、教育活動等の改善については、解釈指針 1 1-1-1-2 に含めたため削除した。
(削除)	<u>解釈指針 9-2-3-1</u> <u>自己点検及び評価においては、当該法科大学院における教育活動等を改善するための目標を設定し、この目標を実現するための方法及び取組の状況等について示されていることが望ましい。</u>	本解釈指針は有用性に乏しかったため削除した。
(削除)	<u>基準 9-2-4</u> <u>自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。</u>	字句を修正の上、基準 1 1-1-2 としたため削除した。
(削除)	<u>解釈指針 9-2-4-1</u> <u>法科大学院の自己点検及び評価に対する検証を行う者については、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含んでいること。</u>	字句を修正の上、解釈指針 1 1-1-2-1 としたため削除した。
(削除)	<u>9-3 情報の公表</u>	第 1 1 章の新設に伴い、旧「9-3 情報の公表」の内容についても第 1 1 章に移動させ、削除した。
(削除)	<u>基準 9-3-1</u> <u>法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができ</u>	基準 1 1-2-1 に統合したため削除した。

新	旧	改定理由
	<p>る方法によって、積極的に情報が提供されていること。</p>	
(削除)	<p><u>基準 9-3-2</u> <u>法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、</u> <u>毎年度、公表していること。</u></p>	<p>基準 11-2-1 に統合したため削除した。</p>
(削除)	<p><u>解釈指針 9-3-2-1</u> <u>教育活動等に関する重要事項を記載した文書には、次に掲げる</u> <u>事項が記載されていること。</u> <u>(1) 設置者</u> <u>(2) 教育上の基本組織</u> <u>(3) 教員組織</u> <u>(4) 収容定員及び在籍者数</u> <u>(5) 入学者選抜</u> <u>(6) 標準修了年限</u> <u>(7) 教育課程及び教育方法</u> <u>(8) 成績評価及び課程の修了</u> <u>(9) 学費及び奨学金等の学生支援制度</u> <u>(10) 修了者の進路及び活動状況</u></p>	<p>内容を修正の上、解釈指針 11-2-1-1 としたため削除した。</p>
(削除)	<p><u>9-4 情報の保管</u></p>	<p>旧「9-4 情報の保管」の内容は「11-2 情報の公表」に含めるため削除した。</p>
(削除)	<p><u>基準 9-4-1</u> <u>評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、</u> <u>適切な方法で保管されていること。</u></p>	<p>基準 11-2-2 としたため削除した。</p>
(削除)	<p><u>解釈指針 9-4-1-1</u> <u>「評価の基礎となる情報」には、基準 9-2-1 に規定する自</u> <u>己点検及び評価に関する文書並びに基準 9-3-2 に規定する</u> <u>公表に係る文書を含む。</u></p>	<p>内容を修正の上、解釈指針 11-2-2-1 としたため削除した。</p>
(削除)	<p><u>解釈指針 9-4-1-2</u> <u>評価の際に用いた情報については、評価を受けた年から 5 年間</u> <u>保管されていること。</u></p>	<p>「評価の際に用いた資料」の保管については、評価基準として定める必要はないため、別途定めることとし、</p>

新	旧	改定理由
(削除)		削除した。
	<p>解釈指針9-4-1-3 <u>「適切な方法での保管」とは、評価機関の求めに応じて、すみやかに提出できる状態で保管することをいう。</u></p>	<p>字句を修正の上、解釈指針11-2-2-2としたため削除した。</p>
<p>第10章 施設、設備及び図書館等 10-1 施設、設備及び図書館等</p>	<p>第10章 施設、設備及び図書館等 10-1 施設の整備</p>	<p>旧「10-1 施設の整備」、旧「10-2 設備及び機器の整備」及び旧「10-3 図書館の整備」をまとめたため、修正した。</p>
<p>基準10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。</p>	<p>基準10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な<u>十分な</u>種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、<u>事務室</u>その他の施設が備えられていること。<u>これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。</u></p>	<p>施設の発展可能性への配慮については法科大学院の自主的な取組に委ね、評価においては現状を調査することとし、削除した。</p>
<p>解釈指針10-1-1-1 <u>「教室」、「演習室」及び「実習室」は、当該法科大学院において提供されるすべての授業を支障なく、効果的に実施することができる規模、質及び数が備えられ、授業の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されていることが必要である。</u></p>	<p>解釈指針10-1-1-1 教室、演習室及び実習室は、当該法科大学院において提供されるすべての授業を支障なく、効果的に実施することができる<u>だけの規模、質及び数が備えられていること。</u></p>	<p>旧基準10-2-1の内容を取り込むよう修正するとともに、字句を修正した。</p>
<p>解釈指針10-1-1-2 <u>「自習室」については、学生総数に対して、十分なスペースと利用時間が確保されているとともに、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されていることが必要である。</u> また、<u>学生が図書館に備えられた図書資料を有効に活用して学習することを可能とするよう、「自習室」の配置及び使用方法等において、図書館との有機的連携が確保されていることが望ましい。</u></p>	<p>解釈指針10-1-1-5 <u>学生の自習室については、学生が基準10-3-1で規定する図書館に備えられた図書資料を有効に活用して学習することを可能とするよう、その配置及び使用方法等において、図書館との有機的連携が確保されていることが望ましい。</u> <u>自習室は、学生総数に対して、十分なスペースと利用時間が確保されるよう努めていること。</u></p>	<p>旧基準10-2-1の内容を取り込むよう修正するとともに、字句を修正した。 また、旧解釈指針10-1-1-5の体裁を修正した。</p>
<p>解釈指針10-1-1-3 <u>「図書館」には、法科大学院の規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が適切に備えら</u></p>	<p>解釈指針10-3-1-4 <u>法科大学院の図書館には、その法科大学院の規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習のために必要な図書及び</u></p>	<p>旧基準10-2-1の内容を取り込むよう修正するとともに、字句を修正した。</p>

新	旧	改定理由
れ、その適切な管理及び維持がなされているとともに、必要な設備及び機器が整備されていることが必要である。	資料が適切に備えられていること。	
<p>解釈指針 10-1-1-4 「図書館」には、その規模に応じ、専門的能力を備えた職員が適切に置かれていることが必要である。 図書館の職員は、司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えていることが望ましい。</p>	<p>解釈指針 10-3-1-2 法科大学院の図書館には、その規模に応じ、専門的能力を備えた職員が適切に配置されていること。</p>	旧解釈指針 10-3-1-3 を統合するとともに、字句を修正した。
<p>解釈指針 10-1-1-5 「教員室」は、少なくとも各常勤専任教員につき 1 室が備えられていることが必要である。非常勤教員については、教員室として、勤務時間に応じて、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるスペースを確保するよう努めていることが必要である。また、各教員室には研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されていることが必要である。</p>	<p>解釈指針 10-1-1-2 教員室は、少なくとも各常勤専任教員につき 1 室が備えられていること、非常勤教員については、勤務時間に応じて、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるだけのスペースを確保するよう努めていること。</p>	旧基準 10-2-1 の内容を取り込むよう修正するとともに、字句を修正した。
<p>解釈指針 10-1-1-6 教員が学生と面談できる独立したスペースが確保されていることが必要である。</p>	<p>解釈指針 10-1-1-3 教員が学生と十分に面談できるスペースが確保されていること。</p>	学生と面談するに当たっては「独立した」スペースの確保が重要であるため修正した。
(削除)	<p>解釈指針 10-1-1-4 すべての事務職員が十分かつ適切に職務を行うことができるだけのスペースを確保するよう努めていること。</p>	法科大学院の教育の質に重点を置くため、事務スペースの確保については削除した。
<p>解釈指針 10-1-1-7 図書館を含む各施設は、当該法科大学院の専用であるか、又は、当該法科大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にあることが必要である。</p>	<p>解釈指針 10-1-1-6 法科大学院の図書館等を含む各施設は、当該法科大学院の専用であるか、又は、法科大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にあること。</p>	字句を修正した。
(削除)	10-2 設備及び機器の整備	旧「10-2 設備及び機器の整備」の内容は「10-1 施設、設備及び図書館等」の基準や解釈指針に盛り込むなどにより対応できるため、削除した。

新	旧	改定理由
(削除)	<u>基準 10-2-1</u> <u>法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。</u>	旧基準の内容は各解釈指針に盛り込むこととし、削除した。
(削除)	<u>10-3 図書館の整備</u>	旧「10-3 図書館の整備」の内容は「10-1 施設、設備及び図書館等」の基準や解釈指針に盛り込むなどにより対応できるため、削除した。
(削除)	<u>基準 10-3-1</u> <u>法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。</u>	基準 10-1-1 で対応できるため削除した。
(削除)	<u>解釈指針 10-3-1-1</u> <u>法科大学院の図書館は、当該法科大学院の専用であるか、又は、法科大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にあること。</u>	解釈指針 10-1-1-7 で対応できるため削除した。
(削除)	<u>解釈指針 10-3-1-3</u> <u>法科大学院の図書館の職員は、司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えていることが望ましい。</u>	解釈指針 10-1-1-4 に統合したため削除した。
(削除)	<u>解釈指針 10-3-1-5</u> <u>法科大学院の図書館の所蔵する図書及び資料については、その適切な管理及び維持に努めていること。</u>	解釈指針 10-1-1-3 に統合したため削除した。
(削除)	<u>解釈指針 10-3-1-6</u> <u>法科大学院の図書館には、図書及び資料を活用して、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な体制が整えられていること。</u>	解釈指針 10-1-1-3 で対応できるため削除した。
(削除)	<u>解釈指針 10-3-1-7</u> <u>法科大学院の図書館には、その法科大学院の規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果を上げるた</u>	解釈指針 10-1-1-3 に統合したため削除した。

新	旧	改定理由
	めに必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。	
第11章 自己点検及び評価等	(新設)	「自己点検及び評価」の重要性に鑑みて、旧「9-2 自己点検及び評価」を独立させ、新たに第11章とした。
11-1 自己点検及び評価	9-2 自己点検及び評価	第11章の新設に伴い、第9章から移動させ、番号を修正した。
<p>基準11-1-1：重点基準</p> <p>法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適切な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。</p>	<p>基準9-2-1</p> <p>法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。</p>	旧基準9-2-2と旧解釈指針9-2-2-1を統合し、基準11-1-1とするとともに、重点基準とした。
<p>解釈指針11-1-1-1</p> <p>「適切な評価項目」として、次の各号に掲げる内容を含む評価項目が設定されていることが必要である。</p> <p>(1) 教育課程の編成</p> <p>(2) 成績評価の状況</p> <p>(3) 入学者選抜の状況</p> <p>(4) 学生の在籍状況</p> <p>(5) 専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況</p> <p>(6) 修了者の進路及び活動状況</p>	(新設)	特別委員会報告において重視されている点を踏まえて新たに解釈指針を設けた。
<p>解釈指針11-1-1-2</p> <p>自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するに当たっては、法科大学院の運営に関する会議及び各種委員会が連携協力して改善に取り組んでいることが必要である。</p>	<p>基準9-2-3</p> <p>自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適切な体制が整えられていること。</p>	旧基準9-2-3の自己点検及び評価を行う体制については基準11-1-1に含め、教育活動等の改善について組織的対応の必要性

新	旧	改定理由
<p>基準 <u>11-1-2</u></p> <p>自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。</p>	<p>基準 <u>9-2-4</u></p> <p>自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。</p>	<p>を示す解釈指針とした。</p> <p>外部評価の主体に当該法科大学院を置く大学の教員も含まないことを明確にするよう修正し、基準 11-1-2 とした。</p>
<p>解釈指針 <u>11-1-2-1</u></p> <p>「当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者」には、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者が含まれていることが必要である。</p>	<p>解釈指針 <u>9-2-4-1</u></p> <p>法科大学院の自己点検及び評価に対する検証を行う者については、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含んでいること。</p>	<p>基準 11-1-2 に合わせて修正し、解釈指針 11-1-2-1 とした。</p>
<p><u>11-2</u> 情報の公表</p>	<p><u>9-3</u> 情報の公表</p>	<p>第 11 章の新設に伴い、旧「9-3 情報の公表」の内容を移動させた。</p>
<p>基準 <u>11-2-1</u></p> <p>法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。</p>	<p>基準 <u>9-3-1</u></p> <p>法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。</p>	<p>旧基準 9-3-1 と旧基準 9-3-2 を統合し、基準 11-2-1 とした。</p>
<p>解釈指針 <u>11-2-1-1</u></p> <p>法科大学院の教育活動等に関する重要事項の積極的な提供とは、次の各号に掲げる事項が、毎年度、公表されていることをいう。</p> <p>(1) 設置者</p> <p>(2) 教育の理念及び目標</p> <p>(3) 教育上の基本組織</p> <p>(4) 教員組織</p> <p>(5) 収容定員及び在籍者数</p> <p>(6) 入学者選抜</p> <p>(7) 標準修業年限</p> <p>(8) 教育課程及び教育方法</p> <p>(9) 成績評価、進級及び課程の修了</p>	<p>解釈指針 <u>9-3-2-1</u></p> <p>教育活動等に関する重要事項を記載した文書には、次に掲げる事項が記載されていること。</p> <p>(1) 設置者</p> <p>(2) 教育上の基本組織</p> <p>(3) 教員組織</p> <p>(4) 収容定員及び在籍者数</p> <p>(5) 入学者選抜</p> <p>(6) 標準修了年限</p> <p>(7) 教育課程及び教育方法</p> <p>(8) 成績評価及び課程の修了</p>	<p>・基準 1-1-1 に合わせて (2) を追加するとともに、特別委員会報告を踏まえて「進級」を追加した上、解釈指針 11-2-1-1 とした。</p> <p>・字句を修正した。</p>

新	旧	改定理由
<p>(10) 学費及び奨学金等の学生支援制度 (11) 修了者の進路及び活動状況</p>	<p>(9) 学費及び奨学金等の学生支援制度 (10) 修了者の進路及び活動状況</p>	
<p>解釈指針 1 1-2-1-2 <u>解釈指針 1 1-2-1-1 (4) には、教員の最近 5 年間における教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する高度の法学専門教育を行うために必要な教育上の指導能力を有することを示す資料を含む。</u> <u>また、専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動を示す資料も公表されていることが望ましい。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>旧解釈指針 8-1-1-1 及び旧解釈指針 8-1-2-1 の字句を修正して解釈指針 1 1-2-1-2 として設けた。</p>
<p>基準 1 1-2-2 <u>評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。</u></p>	<p>基準 9-4-1 (同左)</p>	<p>番号を修正した。</p>
<p>解釈指針 1 1-2-2-1 「評価の基礎となる情報」には、<u>基準 1 1-2-1 に定める法科大学院の教育活動等に関する重要事項に関する文書、並びに自己点検及び評価の結果に関する文書を含む。</u></p>	<p>解釈指針 9-4-1-1 「評価の基礎となる情報」には、<u>基準 9-2-1 に規定する自己点検及び評価に関する文書並びに基準 9-3-2 に規定する公表に係る文書を含む。</u></p>	<p>基準 1 1-2-1 に合わせて修正し、解釈指針 1 1-2-2-1 とした。</p>
<p>解釈指針 1 1-2-2-2 「<u>適切な方法で保管されていること</u>」とは、<u>評価機関の求めに応じて、速やかに提出できる状態で保管されていること</u>をいう。</p>	<p>解釈指針 9-4-1-3 「<u>適切な方法での保管</u>」とは、<u>評価機関の求めに応じて、すみやかに提出できる状態で保管すること</u>をいう。</p>	<p>字句を修正し、解釈指針 1 1-2-2-2 とした。</p>

新	旧	改定理由
<p>Ⅲ 評価の組織及び方法等</p>	<p>Ⅲ 評価の組織と方法等</p>	<p>字句を修正した。</p>
<p>1 評価の種類</p> <p>1-1</p> <p><u>学校教育法第109条第3項に規定する認証評価を実施するに当たっては、次の2種類の評価をもって実施する。</u></p> <p>(1) 本評価</p> <p><u>法科大学院の教育活動等の状況について、評価基準に適合しているかどうかの判断を行う評価</u></p> <p>(2) 追評価</p> <p><u>本評価において適格認定を受けられなかった法科大学院を対象として、本評価時に満たしていないとされた基準について満たしているか否かの判断を行い、先の本評価と併せて、評価基準に適合しているかどうかの判断を行う評価</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>「評価の種類」の項を立て、本評価及び追評価の定義を行った。</p>
<p>1-2</p> <p><u>本評価に先立ち、法科大学院の開設後、初年度の入学者（3年課程）の修了以前の段階における教育活動等の状況について実施する評価を予備評価という。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>予備評価について定義を行った。</p>
<p>1-3</p> <p><u>法科大学院は、5年以内ごとに本評価を受けるものとする。</u></p> <p><u>追評価を受けた法科大学院については、次の評価の時期は、当該追評価の実施年度からではなく、本評価の実施年度から起算するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>旧「4 評価の時期」の内容を「1 評価の種類」の内容として整理し、記載した。</p>
<p>2 評価の組織</p> <p>2-1</p> <p>機構は、次の評価組織により法科大学院の評価を実施する。</p> <p>(1) 法科大学院認証評価委員会</p> <p>法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学</p>	<p>1 評価の組織</p> <p>1-1</p> <p>機構は、次の評価組織により法科大学院の評価を実施する。</p> <p>(1) 法科大学院認証評価委員会</p> <p>法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学</p>	<p>専門部会について内容を追加した。</p> <p>また、併せて評価部会及び運営連絡会議に係る内容・文言の整理及び字句の修正を行った。</p>

新	旧	改定理由
<p>識経験を有する者により構成される法科大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、機構が実施する法科大学院の評価に関し、次の事項を審議し、決定する。</p> <p>ア 評価基準及び評価方法その他評価に必要な事項の制定、<u>改定及び変更</u></p> <p>イ 評価報告書等の作成</p> <p>(2) 評価部会及び運営連絡会議等 評価委員会の下に評価部会及び運営連絡会議を置く。 評価部会は、<u>評価の対象となる法科大学院について</u>書面調査及び訪問調査を実施し、<u>評価報告書原案を作成する。</u> 運営連絡会議は、<u>評価部会等における横断的な事項の審議、評価報告書原案の調整、評価基準及び評価方法等に関する改善案の評価委員会への提案を行う。</u> <u>特定の専門事項を調査する必要がある場合は、これを調査するため、評価委員会の下に専門部会を置くことができる。</u></p>	<p>識経験を有する者により構成される法科大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、機構が実施する法科大学院の評価に関し、次の事項を審議し、決定する。</p> <p>ア 評価基準及び評価方法その他評価に必要な事項の制定、<u>改訂及び変更</u></p> <p>イ 評価報告書の作成</p> <p>(2) 評価部会及び運営連絡会議 評価委員会の下に評価部会及び運営連絡会議を置く。 評価部会は、<u>評価対象機関を分担して</u>書面調査及び訪問調査を実施し、<u>評価報告書原案を作成する。</u> 運営連絡会議は、<u>各評価部会間における横断的な事項の審議、評価部会がとりまとめる評価報告書原案の調整及び評価基準、評価方法その他評価に必要な事項に関する改善案を</u>評価委員会に提案する。</p>	
<p><u>2-2</u> 評価委員会、評価部会、<u>運営連絡会議及び専門部会</u>の委員は、自己の関係する大学に関する事案については、その議事の議決に加わることができないこととする。</p>	<p><u>1-2</u> 評価委員会、評価部会及び運営連絡会議の委員は、自己の関係する大学に関する事案については、その議事の議決に加わることができないこととする。</p>	
<p><u>2-3</u> 機構は、機構が実施する評価を、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高いものとするため、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価担当者に対して、評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施する。</p>	<p><u>1-3</u> (同左)</p>	<p>番号を修正した。</p>
<p><u>3 評価の方法等</u> <u>3-1</u> 機構は、毎年度、法科大学院を置く大学からの申請に基づき、</p>	<p><u>2 評価の方法等</u> (新設)</p>	<p>旧「4 評価の時期」の内容を「3 評価の方法等」の内容として整理し、記載</p>

新	旧	改定理由
<p><u>評価を実施する。</u> <u>申請の方法等については、別に定める。</u></p>		した。
<p><u>3-2</u> <u>機構は、評価の申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該法科大学院の評価を実施する。</u></p>	(新設)	
<p><u>3-3</u> 評価の手順は次のとおりとする。 (1) 各法科大学院の自己評価等を踏まえ、法科大学院の教育活動等の状況を分析し、各基準を満たしているかどうかの判断を行う。 (2) (1) の結果を総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの判断を行う。 (3) 基準ごとの分析・判断の結果に基づき、法曹養成の基本理念及び当該法科大学院の目的等に照らし、教育活動等の優れた点や改善を要する点等について明らかにする。</p>	<p><u>2-1</u> 評価の手順は次のとおりとする。 (1) 各法科大学院の自己評価等を踏まえ、<u>評価基準に基づき法科大学院の教育活動等の状況を分析し、その結果を踏まえて各基準を満たしているかどうかの判断等</u>を行う。 (2) (1) の結果に基づき、<u>評価基準に適合しているか否かの認定</u>をする。 (3) <u>評価基準に基づいて</u>、法曹養成の基本理念及び当該法科大学院の目的等に照らし、教育活動等の優れた点や改善を要する点等について明らかにする。</p>	「I 総則」の「3 適格認定」に合わせ、内容を修正した。
<p><u>3-4</u> 評価は、書面調査及び訪問調査により実施する。 書面調査は、別途策定される自己評価実施要項に基づき、当該法科大学院が作成する自己評価書の分析等により実施する。 訪問調査は、別途策定される訪問調査実施要項に基づき、評価担当者が当該法科大学院を訪問し、書面調査では確認することのできない内容等を中心に調査を実施する。</p>	<p><u>2-2</u> (同左)</p>	番号を修正した。
<p><u>3-5</u> 評価結果を確定する前に、評価結果(案)を当該法科大学院を置く大学に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設ける。 意見の申立てがあった場合は、再度審議を行った上で、評価結果を確定する。 意見の申立てのうち、適格と認定されない評価結果(案)に対する意見の申立ての審議を行うに当たっては、評価委員会の下に<u>その年度の評価に加わらない者からなる専門部会を置く。専門部会は、意見の申立てに理由があるかどうかについて審査を行い、</u></p>	<p><u>2-3</u> 評価結果を確定する前に、評価結果(案)を当該法科大学院に通知し、その内容等に対する<u>当該法科大学院の意見の申立ての機会</u>を設ける。 意見の申立てがあった場合は、再度審議を行った上で、評価結果を確定する。 意見の申立てのうち、適格と認定されない評価結果(案)に対する意見の申立ての審議に当たっては、<u>評価委員会の下に意見申立審査専門部会を置き、その議を踏まえ、評価委員会において決定を行う。</u></p>	「2 評価の組織」において、専門部会について記載を追加したことに合わせ、表現を修正するとともに、より正確な内容となるよう文言を追加し、整理した。

新	旧	改定理由
<p><u>評価委員会は、その議を踏まえて評価結果を確定するものとする。</u></p>		
<p><u>3-6</u> 機構は、評価結果を評価報告書としてまとめ、当該法科大学院を置く大学へ通知し、文部科学大臣に報告するとともに、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表する。 評価結果の公表の際には、評価の透明性を確保するため、当該法科大学院を置く大学から提出された自己評価書（法科大学院の自己評価において根拠として別添で提出された資料・データ等を除く。）を機構のウェブサイトに掲載する。</p>	<p><u>2-4</u> (同左)</p>	<p>番号を修正した。</p>
<p><u>4 教員組織調査</u> <u>4-1</u> <u>教員組織調査は、評価基準第8章の基準を満たしているかどうかの判断を行うため、法科大学院の専任教員等について、担当する授業科目の内容に即して、当該授業科目を担当するにふさわしい教育上の経歴・経験、研究業績、職務上の実績等を有しているか調査を実施した上で、当該法科大学院の教員組織に、教育上適切な教員が配置されているか確認するものとする。</u> <u>4-2</u> <u>教員組織調査を実施するため、評価委員会の下に専門部会を置く。</u> <u>4-3</u> <u>予備評価においては、教員組織調査は実施しない。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>新たに教員組織調査について項を立て、記載した。</p>
<p><u>5 追評価</u> <u>5-1</u> <u>機構は、本評価において適格認定を受けられなかった法科大学院を対象として、当該法科大学院を置く大学からの申請に基づき、追評価を実施する。</u> <u>当該法科大学院の追評価の申請は、本評価実施年度の翌々年度</u></p>	<p><u>3 追評価</u> <u>3-1</u> <u>適格認定を受けられなかった法科大学院は、評価実施年度の翌々年度までであれば、別に定める手続に従って、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができる。</u></p>	<p>「3 評価の方法等」の「3-1」に合わせ、表現を修正した。</p>

新	旧	改定理由
<p>まで受け付けるものとする。 申請の方法等については、別に定める。</p>		
<p>5-2 機構は、本評価時に満たしていないとされた基準について満たしているか否かの判断を行い、先の本評価と併せて総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していると認める場合、法科大学院に適格認定を与える。</p>	<p>3-2 追評価において当該基準を満たしているものと判断された場合には、先の評価と併せて、適格認定を行うものとする。</p>	<p>「I 総則」の「3 適格認定」に合わせ、内容を修正した。</p>
<p>5-3 追評価を実施するため、評価委員会の下に専門部会を置く。</p>	<p>(新設)</p>	<p>「2 評価の組織」の「2-1」で専門部会について記載したことから、実施組織に関する記載を追加した。</p>
<p>(削除)</p>	<p>4 評価の時期 4-1 機構は、毎年度1回、別に定める様式に従い提出された評価申請の受付を行い、当該評価申請に基づいて評価を実施する。 なお、機構は、評価申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該法科大学院の評価を実施する。 4-2 法科大学院は、開設後5年以内に初回の評価を受け、以降は5年以内に次の評価を受けるものとする。 4-3 追評価を受けた法科大学院に関する次の評価の時期は、当該追評価の時期からではなく、本評価の時期から起算するものとする。</p>	<p>旧「4-1」は「3 評価の方法等」に統合、旧「4-2」及び旧「4-3」は「1 評価の種類」に統合したため、削除した。</p>
<p>6 予備評価 6-1 法科大学院の開設後、初年度の入学者（3年課程）の修了以前の段階における教育活動等の状況について、法科大学院を置く大学からの申請に基づき、予備評価を実施する。</p>	<p>5 予備評価 5-1 法科大学院の開設後、初年度の入学者（3年課程）の修了以前の段階における教育活動等の状況について、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、予備評価を実施する。</p>	<p>字句を修正した。</p>

新	旧	改定理由
<p><u>6-2</u> 予備評価は、当該法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、本評価に先立って教育活動等の改善に資するために実施する。 なお、予備評価は、本評価を申請する際の要件ではない。</p>	<p><u>5-2</u> (同左)</p>	<p>番号を修正した。</p>
<p><u>6-3</u> 予備評価の内容等は次のとおりとする。 (1) 予備評価は、原則として本評価と同様に実施する。 ただし、初年度の入学者（3年課程）の修了以前の段階においては評価し得ない部分について、予備評価においては実施しないものとする。 (2) 予備評価の評価結果は、当該法科大学院を置く大学に通知するが、文部科学大臣への報告、社会への公表を行うものではない。 (3) 予備評価は、<u>法科大学院に適格認定を与えるものではない。</u></p>	<p><u>5-3</u> 予備評価の内容等は次のとおりとする。 (1) 予備評価は、原則として本評価と同様に実施する。 ただし、初年度の入学者（3年課程）の修了以前の段階においては評価し得ない部分について、予備評価においては実施しないものとする。 (2) 予備評価の評価結果は、当該法科大学院を置く大学に通知するが、文部科学大臣への報告、社会への公表を行うものではない。 (3) 予備評価は、<u>基準のすべてについての適合状況の評価ではないため、適格認定を行うものではない。</u></p>	<p>予備評価には評価し得ない部分があることは（1）ですでに述べているため、（3）の理由に該当する部分は削除した。</p>
<p><u>7 評価実施後の法科大学院における教育活動等の質の確保</u> <u>7-1</u> (1) <u>機構の評価を受けた法科大学院を置く大学は、次の評価（他の認証評価機関による評価を含む。）を受けるまでの間、毎年度、重点基準について、別に定める法科大学院年次報告書（以下「年次報告書」という。）の様式に従い、その状況を機構に提出するものとする。</u> (2) <u>機構認定法科大学院を置く大学であって、評価において満たしていないとされた基準があるものは、次の評価（他の認証評価機関による評価を含む。）を受けるまでの間、その対応状況について、別に定める法科大学院対応状況報告書（以下「対応状況報告書」という。）の様式に従い、機構に提出するものとする。</u> ただし、<u>対応状況報告書等の調査の結果、機構が翌年度以降の対応状況報告書等の提出を要しないと認めた基準については、この限りでない。</u></p>	<p><u>6 教育課程又は教員組織の重要な変更への対応</u> <u>6-1</u> <u>機構認定法科大学院を置く大学は、基準9-3-2に規定する教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、別に定めるところにより、法科大学院年次報告書として、次の評価までの間、毎年度、機構へ提出するものとする。</u> <u>なお、機構は、法科大学院年次報告書の提出がない場合には、その旨を公表するものとする。</u></p>	<p>「教育活動等に関する重要事項を記載した文書」（「年次報告書」と教育課程又は教員組織に重要な変更を行った場合に届け出る文書（「評価実施後の変更届」）を一本化し、対象を整理した。 また、満たさない基準があるものの適格認定が与えられた法科大学院について、評価実施後の教育活動等の質の確保のため、新たな対応を設けた。</p>

新	旧	改定理由
<p>(3) <u>機構は、年次報告書又は対応状況報告書の提出のない場合には、その旨を公表する。</u></p>		
<p>(削除)</p>	<p>6-2 <u>機構の評価を受けた法科大学院を置く大学は、教育課程又は教員組織に重要な変更を行った場合には、別に定めるところにより、当該変更について機構に届け出るものとする。</u></p>	
<p>7-2 <u>(1) 機構は、年次報告書を調査した結果、教育課程又は教員組織について、重要な変更があると認めた法科大学院については、当該法科大学院を置く大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、既に公表した評価の結果に変更内容を付記する。</u> <u>(2) 機構は、対応状況報告書等を調査した結果、評価において満たしていないとされた基準に係る対応状況について、当該法科大学院を置く大学の意見を聴いた上で、既に公表した評価の結果にその対応状況を付記する。</u></p>	<p>6-3 <u>機構の評価を受けた法科大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があった場合は、その内容について評価委員会において審議する。</u> <u>審議の結果、次の評価を待たずに評価を実施する必要があると判断した場合には、その旨法科大学院を置く大学に通知し、当該大学の申請に基づいて当該事項について評価を実施し、その結果を踏まえ、法科大学院としての適格認定の判断を行う。</u> <u>また、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、変更前に評価し公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講じる。</u></p>	
<p>7-3 <u>機構は、年次報告書を調査した結果、重点基準を満たさないおそれがあると判断した場合は、その旨を当該法科大学院を置く大学に通知する。</u></p>	<p>(新設)</p>	
<p>7-4 <u>年次報告書及び対応状況報告書等を調査するため、評価委員会の下に専門部会を置く。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>「2 評価の組織」の「2-1」で専門部会について記載したことから、実施組織に関する記載を追加した。</p>
<p>8 情報公開 8-1 <u>機構は、評価基準、評価方法、評価の実施体制等の学校教育法施行規則第169条第1項に規定する事項を公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報についても、可能な限り、ウェブサイトへの掲載等適切な方法により提供する。</u></p>	<p>7 情報公開 7-1 (同左)</p>	<p>番号を修正した。</p>

新	旧	改定理由
<p><u>8-2</u> 機構に対し、評価に関する法人文書の開示請求があった場合は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（以下「独立行政法人等情報公開法」という。）に基づき、原則として開示する。 ただし、法科大学院を置く大学から提出され、機構が保有することとなった法人文書（Ⅲ <u>3-6</u>により公表済みのものを除く。）の開示に当たっては、独立行政法人等情報公開法に基づき当該法科大学院を置く大学と協議するものとする。</p>	<p><u>7-2</u> 機構に対し、評価に関する法人文書の開示請求があった場合は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（以下、「独立行政法人等情報公開法」という。）に基づき、原則として開示する。 ただし、法科大学院を置く大学から提出され、機構が保有することとなった法人文書（Ⅲ <u>2-4</u>により公表済みのものを除く。）の開示に当たっては、独立行政法人等情報公開法に基づき当該法科大学院を置く大学と協議するものとする。</p>	番号を修正した。
<p><u>9 評価基準の改定等</u> <u>9-1</u> 機構は、法科大学院関係者、法曹関係者及び評価担当者等の意見を踏まえ、適宜、評価基準等の改善を図り、開放的で進化する評価システムの構築に努める。 評価基準の改定及び評価方法その他評価に必要な事項の変更は、事前に法科大学院関係者及び法曹関係者等へ意見照会を行うなど、その過程の公正性及び透明性を確保しつつ、評価委員会で審議し決定する。 なお、評価基準等が改定される場合には、相当の周知期間を置き、法科大学院の理解や自己評価の便宜等に配慮するものとする。</p>	<p><u>8 評価基準の改訂等</u> <u>8-1</u> 機構は、法科大学院関係者、法曹関係者及び評価担当者等の意見を踏まえ、適宜、評価基準等の改善を図り、開放的で進化する評価システムの構築に努める。 評価基準の改訂及び評価方法その他評価に必要な事項の変更は、事前に法科大学院関係者及び法曹関係者等へ意見照会を行うなど、その過程の公正性及び透明性を確保しつつ、評価委員会で審議し決定する。 なお、評価基準等が改訂される場合には、相当の周知期間を置き、法科大学院の理解や自己評価の便宜等に配慮するものとする。</p>	字句を修正した。
<p><u>10 評価手数料</u> <u>10-1</u> 評価を実施するに当たっては、別に定めるところにより、評価手数料を設定し、徴収する。</p>	<p><u>9 評価手数料</u> <u>9-1</u> (同左)</p>	番号を修正した。

